

第二十八回国 参議院社会労働委員会會議録第五号

(五九)

昭和三十三年二月十三日(木曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

理事

山下 義信君
勝俣 慈君
木島 虎蔵君
中山 福蔵君

委員

後藤 義隆君
紅露 みつ君
鈴木 万平君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
松澤 靖介君
竹中 恒夫君

國務大臣

石田 博英君

政府委員

労働政務次官 二階堂 進君
労働大臣官房長 澁谷 直蔵君
労働大臣官 松永 正男君
労働省政務局長 龜井 光君
労働省労働局長 堀 秀夫君
労働省婦人少年局長 谷野 せつ君
労働省職業安定局長 百田 正弘君
事務局長 増本 甲吉君
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働省労働局 村上 茂利君
労働省職業安定局長 三治 重信君
局失業対策部長

本日の会議に付した案件
○労働情勢に関する調査の件
(昭和三十三年度労働省関係予算に
関する件)

○理事(山下義信君) これより社会労働委員会を開会いたします。

労働情勢に関する調査の一環として、昭和三十三年度労働省関係予算に
関する件を議題といたします。まず、
労働大臣から、大綱について御説明を
願います。

○國務大臣(石田博英君) この機会
に、新年度の労働行政につきまして、
私の所信を申し上げたいと存じます。

この数年のわが国経済の著しい発展
に伴いまして、近代的雇用の増加、実
質賃金の向上等、労働経済の面におき
ましても、相当の改善をみております
ことは御同慶にたえないところであり
ますが、なお、この当分の間、年々八十
万人に及ぶ新規雇用労働力の増加が予
測されまるとともに、大企業と中小企
業との間における賃金の格差が逐年拡
大の方向に向いつつありますことは、わ
が国のいわゆる潜在失業問題の深刻さ
を物語るものでありまして、これが解
決をはかることこそ、労働政策の最も
重要な課題であると信ずるものであり
ます。

これがため政府は、昨年末長期経済
計画を策定し、国際収支の均衡と通貨
の安定を維持しつつ、最大限の経済成
長をはかることにより、新規労働力の
吸収と労働状態の改善を促進し、完全
雇用の達成を計画の理想といたしてお
る次第であります。

私は、労働政策の分野におきまして
も、さらに具体的な施策を押し進める
必要があると考え、来年度におきまし
て、最低賃金制の実施、小規模事業所
への失業保険の適用、職業訓練制度の
拡充強化等の措置を講ずるとともに、
労働経済をより的確に把握すべく、統
計の整備に特に重点をおいた次第であ
ります。

以下、これらの点につきその概要を
申し上げます。

第一に、最低賃金問題であります
が、最低賃金制の実施は、ただに労働
者の労働条件の向上に資するのみなら
ず、ひいては企業の公正競争の確保、
国際信用の維持向上等、国民経済の健
全な発展を促進する上にも必要なこと
は、今さら申し上げるまでもありません。
しかして最低賃金制の実施につい
ては、わが国経済、特に中小企業の実
情より時期尚早とする論が存し、事実
わが国の中小企業にはこれを裏付ける
実態が存することは否定できません。
また一方には、全産業全国一律の最低
賃金制を実施せよという議論もありま
すが、これは中小企業に甚大なる影響
を与え、ひいては、経済に摩擦と混乱
を招くもので、なおわが国の実情に合
わないものと考えます。

しかしながら、これらの中小企業の
実態を充分勘案し、最低賃金を業種
別、職種別、地域別に決定し、漸次こ
れを拡大していくような最低賃金制を
実施することは、かかる弊害を伴う
ことなく、所期の目的を達することが
できる適切な方策であると考えられる
ものであります。

政府は、昨年五月中央賃
金審議会を再開し、わが国の実情に即
した最低賃金制はいかにあるべきかに
ついて、慎重審議を願ったところであ
りますが、御承知の通り、昨年来の答
申においては、右の方式を骨子とする
最低賃金制の実施をうたっている次第
であります。

政府は、目下この答申に基いて、最
低賃金法案を作成中でありますが、近
日中に今国会に提出いたす所存であり
ます。

次に、失業保険の適用拡大について
申し上げます。

失業保険制度を五人未満の事業所に
拡大適用いたしますことは、社会保障
の面での充実であり、これらの事業所
に働く労働者諸君にとりて一大福音で
あると信ずるものであります。

ただ、これら事業主に対する適用の
実施に当たっては、事業所の把握がむず
かしく、また、事業主の事務処理能力
にも限度がありますので、一挙に全事
業主について強制適用とすることな
く、当面は、事業主の団体が、失業保
険の事務を一括して処理する制度を設
けること、保険料の納付につき簡便な
制度を設けること等、事業主の事務負
担を軽減する措置を講じ、漸次所期の

目的に到達し得るようはかつて参りた
いと考へ、本国会に失業保険法の一部
を改正する法律案を提出いたすべく準
備中であります。

次に、職業訓練制度の確立でありま
すが、最近の産業界においては、生産
技術の発達、機械設備の近代化が進む
につれ、高度の技術及び技能を必要と
する生産分野が拡大し、このため、技
能労働者の確保が強く要請されてお
ります。反面、労働市場の現状は、多くの
失業者や不完全就業者をかかえながら
技能労働者が著しく不足しており、こ
れが雇用及び生産の隘路となつてお
ります。さらに、中小企業における技能
水準が一般に大企業に比べて著しく低
いことが、生産性の低位と賃金格差を
もたらす原因ともなつております。わ
が国における職業訓練は、従来職業補
導、技能者養成等別々に行われており
ますが、その内容は、必ずしも満足す
べきものでないもので、昨年八月労働省
に臨時職業訓練制度審議会を設けて、
慎重に御検討を願つた結果、総合的職
業訓練制度の確立、技能の国家検定制
の創設等を内容とする答申が出されま
した。政府は、これに基づき職業訓練法
案を今国会に提出するよう、その準備
を進めております。

なお、以下のごとき政策を円滑に推
進するためには、何よりもまず、労働
実態についての基礎資料を完備するこ
とが必要でありまして、労働統計は戦
後逐年整備されて参りましたが、さら
に賃金基本調査を始め、賃金、雇用、
その他労働経済に関する統計調査を整

備拡充することとし、相当な予算を計上したのであります。

以上のごとき長期的根本的対策の充実に並行して、特に明年度におきましては、経済引締めの影響、駐留軍の撤退等の原因から、相当数の失業者の発生が予想されておりますので、当面の失業対策の強化に意を用い、予算の編成に当りまして、特に雇用効果の高い道路整備を中心とした公共事業費の増額及び財政投融資関係事業の拡大をはかり、健全な雇用機会の増加に努めたほか、失業対策事業につきましても、前年度に比し予算額において二十二億八千五百万円、吸収人員において二万五千人の増加をはかった次第であります。

すなわち、特別失業対策事業三十五億円、一平均吸収人員一万八千人、臨時就労対策事業七十四億円、二人一般失業対策事業百七十五億四千八百万円、二十一万二千人、計二百八十四億四千八百万円、二十五万人となっております。

なお、失業対策事業に働く日雇労働者の生活の実情にかんがみ、その住宅費の軽減をはかるため、最初の試みとして、差しあたり、東京、大阪に日雇労働者住宅の建設を計画しております。

また、失業保険給付金につきましては、三百一億五千万円を計上し、月平均三十七万三千人の離職者に対し給付をはかることといたしました。これは、前年度に比し、予算額において七十五億八千万円、人員において六万八千人の増加となっております。このほか第一線の職業安定機関の事務費を増額し、その活発な運営を期しております。

次に、労使関係について申し上げたいと存じます。

わが国の労働運動は、逐年健全化の道をたどってきていると考えられますが、一部には、なお未成熟な面がかなり残存し、国民の強い批判を受けて参りましたことは、きわめて遺憾に存するものであります。政府といたしましては、これら労働運動の欠陥を是正し、健全な労働慣行を育成するため、昨年来現行法規の順守という点に重点を置いて諸施策を講じて参つたのであります。すなわち政府としては、人事院の勧告を尊重し、仲裁裁定の完全な実施に努めるとともに、官公労の組合に対しては、違法な争議行為を行わないよう法の解釈を明らかにする等の措置を講じてきたのであります。最近労使双方において、政府の意図並びに国民の世論に従って、よき労働慣行を作ろうとする動きが見られるに至つたことは、まことに喜ばしいことであります。

近代的労使関係の確立のためには、労使はもとより、国民全体の労働問題に対する理解と良識をつちかうことが不可欠の前提条件と考えられます。本年は、民間の労働教育機関として日本労働協会を設立し、労働問題に関する調査研究等を行い、広範な教育活動を実施するとともに、労使の自主的教育活動を一そう促進したいと考えております。このため、十五億円の日本労働協会基金を資金運用部に預託し、これが利子収入をもつて当該事業費に充当することとし、このたび日本労働協会法案を提出いたしました次第であります。

最後に、労働基準及び婦人少年関係の行政について一言申し上げたいと存じます。

労働基準法の運用に当りましては、中小企業が企業に比し、あらゆる点におきまして格差がはなだしい現状にかんがみまして、過般の臨時労働基準法調査会の答申にもある通り、各般の施策により、中小企業の振興を一段と推進し、中小企業のよって立つ基盤の強化をはかり、法の定める基準を順守し得る態勢の樹立をはかることとし、監督行政の運営につきましても、これらの措置と見合いつつ、重点的段階的な監督を推進し、積極的な啓蒙指導を行う所存であります。

また、産業災害の防止については、一段の努力を重ね、けい肺その他の職業疾患に対する予防対策の充実をはかるとともに、労災保険の面におきましても、予算規模を三百六十六億円にまで拡大し、なかならず補償費関係予算を前年度に比し四十二億円の増の二百三十七億円とし、保険給付の適正化を促進する措置を講じ、労災病院その他の保険施設につきましても、さらに整備拡充に努める所存であります。

婦人少年行政については、現下の未亡人問題の重要性にかんがみ、婦人の職業対策を推進するため、内閣公共職業補導所の拡充強化、家事サービス公共職業補導所の整備充実をはかるとともに、三十三年度において、婦人労働者の保護と福祉を推進するために、中小企業の密集地に働く婦人の福祉施設を設置すべく、所要の予算を計上しております。また、児童問題の対策につきましても、更生を望む婦人のための相談、職業補導等の機能を強化するため

の予算措置を講じたほか、来年度は、とくに婦人少年室の職員を約五割増員し、又事務費を増額して、その機能の充実をはかつて参りたいと存じております。

以上、昭和三十三年度の所管行政について、私の所信を申し述べた次第であります。今後とも、各方面の御意見に充分耳を傾けつつ、政策の推進に当って参る覚悟でございます。何とぞよろしく御協力を賜わらんことをお願い申し上げます。

○理事(山下義信君) 次に、政府委員から説明をお願いします。

○政府委員(松永正男君) お手元に差し上げてあります横書きの資料につきまして、昭和三十三年労働省関係予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず最初に、労働省所管の一般会計につきまして御説明申し上げます。お手元に差し上げてございます資料の一ページをごらん願いたいと思っております。一般会計の三十三年度予算の総括でございます。昭和三十三年の一般会計の合計は、三百八十八億五千五百二十万五千円でございまして、前年度に比較いたしますと、五十三億五千四百一十八千円の増となっております。

この内容は、第一から第九まで掲げてございまして、第一、失業対策に必要な経費は、三百二十一億九千二百万円でございます。三十二年の二百七十三億九千二百万円に比較いたしますと、四十八億円の増となっております。

第二は、職業訓練に必要な経費でございます。これは、五億八千三百五十八

万二千円でございまして、三十二年に比較いたしますと、七千三百四十四万八千円の増となっております。なお、職業訓練につきましては、このほか特別会計の計上分をいたしまして、約十二億五千万円の経費を計上してございまして、これを合計いたしますと、前年度に比較いたしますと、四億四千九百万円の増と相なるわけでございます。

〔理事山下義信君退席、理事勝俣裕君着席〕

それから第三は、労使関係安定促進に必要な経費でございますが、これは、二億一千四百九十九万八千円、前年に比しましてやや増額をいたしております。

それから第四は、労働保護行政に必要な経費十六億九千五百五十二万円でございまして、前年度に比較いたしますと、一億三千九百九十三万七千円の増と相なっております。

第五は、婦人及び年少労働者保護に必要な経費でございます。一億九百九十二万六千円、前年に比較いたしますと、一千七百七十六万六千円の増となっております。

第六は、職業安定行政に必要な経費でございます。三十三億八千七百七十五万六千円でございまして、前年に比較いたしますと、二億四千六百七十二万円の増となっております。

第七は、労働統計調査に必要な経費でございます。二億三千九百六十七万八千円、前年に比較いたしますと、二千三百二十三万九千円の増でございます。

第八は、国際協力に必要な経費であります。七千五百六十七万四千円、

前年に比較いたしましたして、やや増加をいたしております。

第九は、その他一般行政に必要な経費でございます。三億五千六百八十七万一千円、前年に比較いたしましたして、一千三十六万一千円の前増となっております。

なおこのほかに、二ページに掲げてございますように、大蔵省所管といたしまして、日本労働協会の設立に必要な経費十五億円を計上してございます。

それから、建設省所管といたしまして、労働本省庁舎及び労働省地方官署庁舎の整備に必要な経費といたしまして、一億二千三百六十万二千円を計上してございます。

これを合計いたしますと、二ページの一番下にございますように、総額四百四億七千八百八十七万七千四百円でございます。前年度三百三十六億一千三百四十五万四千円に比較いたしますと、六十八億六千五百三十五万三千円の前増というところに相なっております。

以下、逐次各予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一は、失業対策に必要な経費でございます。三ページ以下に掲げてございます。失業対策に必要な経費は、失業対策事業費と失業保険費の国庫負担金と、それから政府職員等失業者退職手当と、三つに相なっております。

そのうちの失業対策事業費でございますが、これは、一般失業対策事業費と特別失業対策事業費と臨時就労対策事業費と、三本立になっております。これらを合計いたしますと、失業対策事業費として掲げてございます二百十億四千八百万円、これに建設省所管の日雇保険につきましては、保険金総額

四千八百万円ということになるわけであり。前年に比較いたしますと、大幅の増加になっておるわけでございます。この内容は、要求の概要のところに書いてございますように、三十二年度におきましては、二十二万五千人の吸収人員を見込んでおったわけでございますが、三十三年度におきましては、二十五万人を見込んでおるわけでございます。これは、特別失業対策事業、臨時就労対策事業等は前年と同数でございますが、一般失業対策事業におきまして、二万五千人の吸収人員の増加を見込んでおるわけでございます。その他備考のところに具体的な内容が書いてございますが、これは省略をさせていただきます。次に、四ページに参りまして、失業保険費の負担金でございます。これは、百五億一千八百万円と相なっております。失業保険の受給の見込みにつきましては、四ページの要求の概要欄に書いてございますが、三十二年度におきましては、初回受給者が五万六千人、これに對しては、三十三年度におきましては六万八千人を見込んでおります。受給実人員におきましては、三十二年度が三十五万人でございますが、三十三年度におきましては三十七万三千人、大幅の増を見込んでおるわけでございます。

この結果、保険金総額におきまして、四ページの下のほうに書いてございますが、三百一億五千六百万円と相なっております。このうち国庫負担額が三分の一額でございますので、三分の一としまして、百億五千二百万円ということに相なるわけでございます。その他、五ページに書いてございますが、その日雇保険につきましては、保険金総額

十億九千九百五十万、国庫負担額、三分の一額三億六千五百万円見込んでございます。移転費につきましては三百万円、国庫負担額百万円を見込んでおります。これを合計いたしますと、保険給付費の負担金が百四億八千八百万円、前年度に比較いたしますと、二十三億九千九百四十万の増ということに相なるわけでございます。

それから、失業保険の事業費の負担金は、五ページのまん中のところに書いてございますが、事業費総額から運用収入、雑収入等を差し引きしました残りにつきまして、不足分を国庫が負担するということにいたしてございまして、一億円の負担でございます。前年度二億円に比べて減っております。これは、運用収入、雑収入等が増加する関係でございます。

失業対策費の三番目の政府職員等失業者退職手当でございますが、これは、前年度四億三千三百万円に對しまして、過去の実績等に基きまして推定いたしましたして、六億二千六百万円を計上してございます。

合計いたしますと、失業対策費で三百二十一億九千二百万円ということに相なるわけでございます。

第二は、六ページに掲げてございますが、職業訓練に必要な経費でございます。職業訓練に必要な経費といたしましては、職業訓練所に必要な経費と企業内職業訓練に対する補助金と、その他の事務費とに分れるわけでございます。六ページに書かれてございます順序に従いまして御説明申し上げます。まず、一般職業訓練所に関する経費でございます。これは、三億九千九百六十二万二千円でございます。これが一

般会計分でございます。このほか、特別会計から一億円の支出がございます。合計いたしますと、四億九千九百六十二万二千円と相なるわけであり。内訳は、一般職業訓練費と夜間職業訓練費と職業訓練施設費の補助金の三つになるわけでございます。要求の概要のところに、職業訓練所の概要が掲げてございます。前年に比べまして、設置箇所及び指導訓練種目、訓練人員等と同数でございます。夜間職業訓練につきましては、前年とは同額でございます。職業訓練施設費の補助金は、前年度でございます。本年度におきまして特別会計から一億円、都道府県に對する補助を計上いたしましたわけでございます。

特別職業訓練所につきましては、七ページに掲げてございますが、駐留軍離職者に對する職業訓練と、身体障害者に對する職業訓練と二つでございます。駐留軍離職者につきましては、本年度予備費によりまして訓練費を支出いたしておるわけでございますが、三十三年度におきましては、引き続き駐留軍離職者が相当多数出る見込みでございますので、これに對しまして二千九百三十一万三千円の訓練費を計上いたしてございます。訓練所は、この要求の概要に掲げてございますように、特に多発地帯に對しまして臨時施設十カ所を設ける、従来の一般訓練所に併設するものは七カ所を予定するということで、訓練人員四千三百八十人を見込んでございます。それから、駐留軍の離職者職業訓練費につきましては、このほかに、あとから出て参ります総合職業訓練所の経費の中に、駐留軍離職者分といたしまして、一千八百六

千円を計上してございます。従いまして、合計いたしますと、三千九百四十九万九千円ということに相なるわけでございます。それから、特別職業訓練の第二は、身体障害者職業訓練費でございますが、これは、前年とは同額を見込んでございます。訓練所数、種目、訓練人員等と同数でございます。

それから、企業内職業訓練の補助につきましては、前年度九百万円に對しまして、三十三年度において三千万円を計上いたしてございます。これは、特に中小企業におきまして、企業内職業訓練を実施するものに對しまして補助をする経費でございます。従来は、企業に對しまして直接補助をいたしておったわけでございますが、三十三年度におきましては、都道府県を通じて間接補助をするということにいたしてございます。国が四分の一を負擔いたしまして、都道府県がやはり四分の一を負擔する。残りの二分の一を企業が負擔する。こういう構想になっておりました。三千万円を計上いたしておるわけでございます。

それから、八ページに参りまして、中央職業訓練指導所の経費でございます。これは、三十三年度におきまして新たに建設をいたした施設でございますが、その施設費の一部といたしまして、五千三百七十七万円を計上してございます。これは、職業訓練所の中央センターといたしまして、職業訓練指導員の訓練、職業訓練に関する調査研究を行うという、センタリー的な訓練所でございます。

それから、次の総合職業訓練所、これは、各都道府県に設置をいたす目標で、現在二十三カ所を設置をいたして

おりますが、三十三年度におきましては三十カ所の運営をいたすという予定になっております訓練所でございます。これが十一億五千七百六千円を計上いたして、前年に比較して二億二千五百八十一万四千円を増となっております。内容は、この備考に掲げてございますように、運営費と建設費と機械器具購入費との三つになっております。運営費は二億二千八百九十一万五千円、三十カ所の運営をいたします。前年に比較して、訓練科目、訓練人員等も大幅に増加いたしております。それから建設費は、新たに三十カ所のほか、に四カ所を建設するという予定の経費が三千九百九十五万円でございます。これは、建設費の一部でございます。そのほか、既設の訓練所の整備費といたしまして五億三千六百五十二万二千円、その他の事務費を計上してございす。それから、機械器具購入費は、三十カ所分の機械器具の整備費でございまして、二億九千二百九十九万六千円を計上いたしてございす。

それから次に、その他の事務事業費は、職業訓練行政につきましての人員費、事務費等でございます。二千五百三十七万四千円を計上してございす。で、職業訓練関係は、合計におきまして五億八千三百五十八万二千円を一般会計、十二億五千六十一万三千円を特別会計から支出をいたす予定になっております。合計いたしまして十八億三千四百九十九万五千円というところに相なります。前年に比較いたしますと、四億四千九百二十九万九千円の増というところに相なるわけでございす。

それから次に、十ページに参りまして、第三の労使関係安定促進に必要な経費でございます。これは、第一は労使関係対策費でございますが、前年とは同額を計上してございす。内容は、労働情報の蒐集費、労働教育費、中小企業労使関係対策費との三つになってございす。このうち労働教育費は、先ほど申し上げましたように、大蔵省所管に十五億円を計上いたしてありまして、日本労働協会設立の基金にいたしておるわけでございす。それから、その次の十一ページに、その他の労政局の一般行政費が掲げてございす。三千二百四十万三千円でございます。前年とは同額でございます。それから、労働委員会の経費は、一億三千九百六十八万八千円でございます。これは、中央労働委員会と公共企業体等労働委員会と、二つの委員会の経費でございます。前年に比べまして、やや増額いたしてございす。それから次に、十二ページの労働保護行政に必要な経費でございます。これは、労働基準局系統の経費でございますが、第一は、最低賃金制度の実施に必要な経費でございます。一千十四万円を計上してございす。この経費は、最低賃金法に基づきまして、最低賃金制度を促進するための事務費等でございます。内容は、ここにございすように、最低賃金審議会、専門審議会等の最低賃金法に基づく各種審議会の活動費並びに業者間協定の推進費、また、これに伴います各種の実態調査費、それから関連の案内労働の実態調査費、これらの経費でございす。合計一千十四万円になっております。

それから次に、けい肺等特別保護費でございます。一億七千四百四十六千円を計上してございす。前年に比較して増額いたしてございす。これは、給付を受けたい肺並びに外傷性肺腫瘍患者の増加に対応するものでございす。これは、けい肺及び外傷性肺腫瘍患者に関する特別保護法に基づきまして、労災保険特別会計に計上をいたしまして、その半額を国庫が負担するということになってございす。その半額相当額が一億七千四百四十六千円でございます。内容は、けい肺及び外傷性肺腫瘍患者に対する給付費が一億七千四百四十六千円、給付の事務費が三百万二千円でございます。なお、健康診断につきましては、けい肺法の付則によりまして、最初の健康診断は国が行うということになってございす。これを昭和三十年以来三カ年にわたりまして国が実施をいたしまして、それが完了いたしましたので、来年度以降におきましては、けい肺法に基づきまして、各事業主がこれを行うということになりますので、この関係の経費が落ちておるわけでございす。けい肺等給付費の内訳につきましては、ここに書いてございすように内訳でございす。

その他の労働保護行政費が十四億七千八百一十一万三千円と相なっております。前年度に比較いたしまして、やや増加しております。なお、産業安全研究所、労働衛生研究所等の経費も、それぞれ千九百一十一万二千円、二千四百九十九万九千円を掲げてございまして、前年度より増額をいたしておるわけでございす。

合計におきまして、労働基準局関係の経費といたしまして、十六億九千五百五十二万円でございまして、前年に比べまして、約一億三千万円の増というところに相なるわけでございす。

それから次に、第五は、婦人及び年少労働者保護に必要な経費でございます。これは、婦人労働者の福祉施設といたしまして新規に二百八十万円、わずかでございす。計上いたしてございす。これは、特に婦人労働者の密集地帯に對しまして、婦人労働者のための福祉施設を建設する経費でございます。三十三年度におきましては、一カ所建設をして、運営してみようというところ、一カ所分を計上してございす。

それから、第二の婦人の職業対策費は、一千八百五十三万二千円を計上してございす。これは、内職公共職業補導所の施設費、これが前年に比べまして大幅に増額をいたしてございす。三十二年度におきましては、この施設は八カ所の予定になっておりますが、三十三年度におきましては、新たに七カ所を増設いたしまして、十五カ所の相談施設を持ちたいという予定でございす。これは、特に未亡人等の状況にかんがみまして、その内職相談の施設費を大幅に増額いたしたいという考えでございす。これも三分の一の補助でございす。

家事サービスの公共職業補導所は、前年とは同額、同数の施設の運営費でございす。

その次に、児童問題対策費は、前年に比しまして大幅に増額をいたしてございまして、千七百二十七万五千円を計上してございす。主として増額の内

容は、地方の婦人少年室を強化いたすために、婦人少年室の職員増員を行いたことと、その活動費を従来に比べて大幅に増額をいたしたことでございす。この関係の経費が、内訳の一番下に書いてございまして、一千三百三十九万四千円に相なります。そのほか、その上にカッコ書きで、職業訓練施設費二百四十万円というのがございす。これは、一般職業訓練の経費の中に、特に婦人関係の経費といたしまして二百四十万円が含んで計上されておるものでございす。合計いたしまして、千九百六十七万五千円というところに相なるわけでございす。その他婦人少年室の経費といたしまして七千三百三十一万九千円を計上してございす。これは、その他の人員費、事務費等でございます。ここでも前年に比べましてやや減っておりますのは、青少年ホームを三十二年度におきまして新たに建設をいたしまして、これが一千万円でございますが、この運営がまだ手がついておりませんので、今年度は、青少年ホームはその運営を充実するというところで、新設費を計上してございせんので、その減でございまして、その他の経費が増額いたしてございすので、七千三百三十一万九千円というところに相なっております。

それから第六は、職業安定行政に必要な経費でございます。これは、本省並びに都道府県及び職業安定所に関する経費でございます。一の職業紹介業務費は、職業安定所に関する経費でございまして、三十億二千六百八十四万七千円、前年二十七億九千六百二十万三千円に比較いたしまして、二億三

査をいたすということで、一千四百五十万九千円を計上してございます。このほかに特別調査といたしまして、五

以上が、労働省所管の一般会計の三十三年度予算の概要でございます。

一三億二千百八十三万二千円でござい

それから、その次の十一ページに、労働福祉事業団出資金、上から三行目のところに書いてございますが、十億五

○山下義信君 専門的な同僚議員の御質疑の前に、二つばかり実は伺いたいと思っておるのですが、一つは、石田さ

んに教えていただきたい。一つは御相談申し上げたい。きのうも衆議院の予算委員会の方で御検討があったようでありましたが、私、傍聴の機会を持ちませんでしたので、新聞で見ましたので、よくわかりませんけれども、いずれにいたしましても、本年の問題として、国の大きな重点の一つとしては、失業の問題があります。この際、三十三年度における失業情勢の見通しについて、御省はどういうふうに見ておられるかということ、数字的に明確に一つお示しを願いたいと思う、経企庁もいろいろ作文しておいでになると思うのでありますが、もとより御相談なり彼此御連絡であろうと思いますが、しかし、何といたしましても、労働省の数字、資料をわれわれは信じたいと思う。また、そうでなくてはならぬ。この際、三十三年度の失業者の状況をどういうふうに見ておられるかというこを承わりたいと思う。たとえば、これも経済企画庁の資料を持っておるわけじゃないのでありますから、正確を欠くかも知れませんが、完全失業者の数字にしましても、経済企画庁は、まあ二十万ぐらいだろうと見ておられるのじゃないかと思う。労働省は、どういう数字をお示しになるか知りませんが、けれども、おそろく三十万ぐらい出るのじゃないかというふうなあるいはお見込みかも知れぬ。これから承わるのであります。その労働省の失業情勢の中の完全失業者の見通しとしても、その見通しはやや過大に失するのじゃないか。これは、あるいは労働省の予算獲得のためというふうな僻見を抱いている向きもなきにしもあらず。私どもは、どういってお見通しを労働省が

持つておられるか、知りませんが、三十三年度は、失業情勢は容易なぬ情勢であろう。あるいは未曾有の失業洪水というか、惨たんたる失業情勢が出てくるのじゃないかと心配しておる側のものであります。労働省のお見通しはどういうふうであるかということ、承わりたい、かつ、当然関連いたしますことは、雇用政策であります。これは、労働省というよりも、内閣全体の御政策で、これとも御関連は当然あるわけでありまして、昨日わが党の予算委員会における多賀谷君の質問も、この点お尋ねしたようでありますが、雇用政策の面から、十分完全雇用のできないものがどういふふうに出ているかという点も、労働省のお見込みを承わりたい。いろいろ失業対策について何う前の前提としては、まず三十三年度の雇用情勢、失業情勢というものを、労働省はいかなる数字的な基礎資料の上に立つて、具体的な予算に表われておるような諸施策をおとりになるかという、その基本的な前提についての御報告を願いたい、かように考えます。

○国務大臣(石田博英君) 大体の数字を私が申し上げまして、なお、詳細あるいは積算基準等につきましては、事務局から御説明を申し上げます。最初、私も八月、九月ごろに、何と申しますか、世間へ出した数字に比べて、現在われわれが言っておる数字はだいぶ減っているのじゃないか、こういう御議論、これは方々で承わりました。それは、予算獲得の手段としてやったのじゃないかというようにもございまして、実は、八月、九月ごろは、かなり私も心配をいたしておりました。数字的に大きなものを考えておりました。その後の情勢は、漸次それほど大きく見なくてもいいのじゃないか、つまりわれわれの見通しについて修正を加えて参りました。それは、予算獲得の手段かどうかという問題は、別問題といたしまして、そういうことでございまして、来年度新規就業人口には大体百二十万、そのうち百十万人ぐらいが就業するのじゃないか。うち雇用の方にいくものが六十五万、それからそれ以外の各種の仕事に就業するものが四十五万、その差十万人が完全失業者の中に入るといふのが、ここのところ考え方でありまして、そのほか、いわゆる失業対策事業あるいは公共事業あるいは財政投融資の増額に伴う仕事というふうなもので吸収するものが十万人、これは、就業人口の中に加えてございまして、やはり明年度の労働人口の伸びと、就業数の差というものは二十万、そのうち十万人を先ほど申しましたようなことで救済する、従って、いわゆる完全失業者は、三十二年度におきまして五十五万と推定いたしておりましたから、それに十万人加わって六十五万、こういうふうな数字を見込んでおるわけでございます。それに對しましてのいろいろな施策の積算基準その他につきましては、事務局から御説明申し上げます。

○山下義信君 この新規就業人口から出てきます、また雇用吸収から差し引きされましての完全失業者数の割り出し方は、今御説明がありましたのですが、既存の事業場から整理、骸骨その他によりまして失業いたしますものとの関係は、今の計算の中に入っておるのですか。

○国務大臣(石田博英君) それは、大体七月、八月ごろは、完全失業者の数が四十七、八万じゃないか。その後に出て参りましたもので、各種の就業の機会を持ち得ないものを加えたのが五十五万、そこへ十万プラスする。こういう考え方でございます。なお、補足説明をいたさせていただきます。

○政府委員(百田正弘君) ただいま、大臣から御説明がございましたように、本年度の当初におきます金融引き締め等によりまして、七月ごろから非常に完全失業者の数がふえてきた。従って、その当時の状況からいって、私も非常に心配いたしました。相当な数になるんじゃないかというふうな考えでおったのでございまして、五月、六月の頃に完全失業者が四十六万、その後四十八万、四十九万、十月には五十万というふうなふえて参ったわけでございます。その後の情勢を見ますと、そのころで停頓いたしました。十月、十一月ごろが大体四十三万というふうな数字に落ちて参りました。従いまして、われわれが当初に見込んでおりましたよりも、この本年度に入りまして、四月から十二月まで、大体平均完全失業者の数は四十八万程度で推移しておるというふうな状況でございます。従いまして、今後おそろく一、二、三月、季節的なものを含めて考えてみましても、年度当初に考えておりました六十万の年間平均の失業者が出るであろう。実績においておそろく約五十四、五万程度にとどまるんじゃないかというふうな、今年度については考えるのです。来年度につきましては

は、経済成長率におきまして、実質三%程度にとどめるといふことでございいたしますから、これから就業者を推算いたしますと、同時に、諸般の対策を講ずることによりまして、先ほどのお話のように、本年度より十萬増の六十五万程度になるんじゃないか。こういう見通しでございます。

○山下義信君 この六十五万の見通しですね。言いかえしますと、三十二年度の平均数、それからいろいろ諸要素を考えられまして、三十二年度の完全失業者の予想が六十五万と。つまりこの十萬増加と見込む内訳といふ見込み方はどういふふうに見込んでおられますか。

○政府委員(百田正弘君) 三十三年度におきましては、本年度よりも経済成長の伸びも少いというふうなことで、特別な対策をいろいろ講ずる必要があるのでございます。そのためには、あるいは失業対策事業とか、あるいは公共事業、その他財政投融資による吸収といったようなもの並びに職業紹介所の拡充、活発化というふうなことにによりまして、できるだけ努力をいたしまして、なおかつ本年度よりも十萬ふえる。こういうことでございまして。

○山下義信君 それでは、三十三年度におけるいわゆる各産業別事業分野におけるこの労働者の解雇的な一解雇といふものは、そういう失業者数の見通しはどういふふうに見ておられるか。そういうものがおありにならないければ、三十三年度の完全失業者の見通しの数の増減というものは立たぬと思うのですが、そういうものがやはり若干は——見通しですから、どれだけの首切り、整理、失業者が出るかという

ことを、済んだことの集計はできるが、これからの見通しを、一々こまかな数字は、的確な数字をお持ちというわけにはいかぬけれども、その諸情勢をにらんでおられねば、完全失業者の増減を、ただ単に大づかみに、四十五万から五十五万にいくと、十万ふやしたと言ってみても、何です。具体的には、そういうこと資料、見通しはどういうふうな持っておられますか。

○国務大臣(石田博英君) 私からお答え申し上げます。

大体、産業別にこまかく積算いたしたわけではないのでありますが、当初、たとえば駐留軍の撤退に伴いまする失業者数というものは、これは、特需等も含めまして、まあ四万人前後と見込んでおりました。それから、そのほかについては、産業別からは見たわけではございませんが、その他の基準から見たものを見込んでおりましたのです。駐留軍関係、特に特需関係におきましては、最近非常に情勢が変つて参りました。また、新規の雇用が始まつていて情勢も一部に見られて参りました。それから、一般の他の産業についての整理は、大体一巡をこの三十二年中にするのじゃないか。それから、三十三年の後半、下半期においては、景気が好転するという見通しでございます。その方面からの積算の基準については、今、職業安定局長から申し上げますが、大ざっぱな見通しとしては、そういうふうな考へておるわけでございます。

○山下義信君 あああるのですか。

○国務大臣(石田博英君) 私は見た覚えがあるのですが。

○山下義信君 それを正直しいといいますが、私どもの持つております資料は、これはプライベートのものですから何ですが、たとえば、昨年のあるた方の御検討になりましたときには、鉄鋼業界からは四千人ないし八千人失業者が出るだろうと、整理されるだろうと、造船は八千人から二万幾ら出るだろうとか、機械から三万幾ら出るだろうとか、繊維から三万人くらい見ていくと、建設方面から七万五千、駐留軍から幾ら、石炭合理化で幾ら、製塩関係で八千六百人、繊維のいわゆる操縦による整理が約どのくらい行われるというものを持つておつたじやありませんか。

○国務大臣(石田博英君) いや、今説明させていただきます。

○山下義信君 ですから、そういうことがこの失業者の出でくる見通しのもとに、こういうことを一つ……

○国務大臣(石田博英君) 今説明いたします。

○山下義信君 して下さいませんか。

○政府委員(百田正弘君) 昨年の八月当時に、われわれが、今後の見通しにつきまして、業界その他につきましての調査をいたしました。それから、今後の経済情勢の推移等を勘案いたしました。

て、一体どのくらいの最小限度の幅において失業者が出るかというものを一応試算したわけでございますが、その後におきまして、最近われわれが同じような方法によりましてやつた結果、一番大きく變つて参りましたのは、前の計画におきまして、約七万五千程度を建設業に見込んでおつたのでありますが、これは、来年度の状況等について見ますと、三十二年よりも三十三年度はやや中小の面においては多少発生するかもしれないが、全体としては、むしろ問題が少いんじゃないかというふうな見通しでございます。

○理事(木島虎蔵君) ちよつと速記をとめて。

○政府委員(百田正弘君) わかつてい

○山下義信君 速記を始めて。

○国務大臣(石田博英君) 大体先ほど職安局長が説明申し上げましたことを、取りまとめ御説明を申し上げておきたいと思ひますが、各産業別についての失業発生の見通し、それは、昨年の八月に、三十二年及び三十三年にわたつて発生するであろうというものを予想いたしました。これは、予算請求の一つの基礎として予想いたしましたのであります。これは、鉄鋼において四千人から八千人くらいではないか。造船におきまして八千から二万四千の間じゃないか。これは、主として小規模の造船業。それから、機械において二万人前後じゃなからうか。それから、繊維において三万から三万六千くらい上るのじゃないだろうか。それから、建設業において約七万五千から八万くらい出でる。こういうふうな大体見込んだわけでございますが、そのほかに、先ほどお話し申し上げました、駐留軍関係がございまして。しかしその後、先ほど職業安定局長の説明にもございまして、通常に新規の公共事業の増加あるいは財

それからその他に、非鉄金属鉱業関係におきまして、約三千名程度の離職が予想されます。これは、土地の人が多いために、いわゆる失業者として出てくるかどうかということは別として、三千人程度の離職が予想されております。

それからその他、個々につきましては、現在数字的にはつきりつかまえておるものは少いのでございますが、全体として、大体数字的な見込みのあるものが七万四、五千はあるわけですが、全体の中で、われわれの方で大体つかまえた数字でございまして、各業種それぞれにつきましては、現在のところはまだつきりした数字は、傾向だけはおぼえておりますが、わかっております。

○山下義信君 ちよつとわからないのですが、これはいつ後に、結局、完全失業者が六十五万出でるといふ基礎は、いわゆる雇用面の未就職者と、それから企業から出る離職者、従来の完全雇用者、私は完全雇用だけ聞いている。失業情勢、不完全な失業者とか、そういうものを聞いていない。実は、そういう諸情勢も給付的に承わりたいのです。潜在失業者の情勢がどういふふうな變つていくだろうかというのを予想されなければならぬ。潜在失業者の対策は、ここに直接には出ていない。あなたの方ではやつていない。あなたの方では、全体の失業者といふものの中には、言うまでもなく、その中に完全失業者もあるし、不完全もあるし、そういうものを把握していかねければ、内職関係の施策もできない。今は完全雇用の六十五万と見通す

基礎の数字は、これは一つ、こういうふうに見通して、三十三年度を三十三年度の実績からこういうふうに見ておるといふことも、何か具体的な数字から積み上げたものがあればおもしろうし、それでなしに、ただ抽象的に、大体的に見通しならそれでもいいのです、政治ですから。けれども、数字でやるときには、数字がないと工合が悪い。

○理事(木島虎蔵君) ちよつと速記をとめて。

○理事(木島虎蔵君) 速記をつけて。

○国務大臣(石田博英君) 大体先ほど職安局長が説明申し上げましたことを、取りまとめ御説明を申し上げておきたいと思ひますが、各産業別についての失業発生の見通し、それは、昨年の八月に、三十二年及び三十三年にわたつて発生するであろうというものを予想いたしました。これは、予算請求の一つの基礎として予想いたしましたのであります。これは、鉄鋼において四千人から八千人くらいではないか。造船におきまして八千から二万四千の間じゃないか。これは、主として小規模の造船業。それから、機械において二万人前後じゃなからうか。それから、繊維において三万から三万六千くらい上るのじゃないだろうか。それから、建設業において約七万五千から八万くらい出でる。こういうふうな大体見込んだわけでございますが、そのほかに、先ほどお話し申し上げました、駐留軍関係がございまして。しかしその後、先ほど職業安定局長の説明にもございまして、通常に新規の公共事業の増加あるいは財

○山下義信君 速記を始めて。

○国務大臣(石田博英君) 大体先ほど職安局長が説明申し上げましたことを、取りまとめ御説明を申し上げておきたいと思ひますが、各産業別についての失業発生の見通し、それは、昨年の八月に、三十二年及び三十三年にわたつて発生するであろうというものを予想いたしました。これは、予算請求の一つの基礎として予想いたしましたのであります。これは、鉄鋼において四千人から八千人くらいではないか。造船におきまして八千から二万四千の間じゃないか。これは、主として小規模の造船業。それから、機械において二万人前後じゃなからうか。それから、繊維において三万から三万六千くらい上るのじゃないだろうか。それから、建設業において約七万五千から八万くらい出でる。こういうふうな大体見込んだわけでございますが、そのほかに、先ほどお話し申し上げました、駐留軍関係がございまして。しかしその後、先ほど職業安定局長の説明にもございまして、通常に新規の公共事業の増加あるいは財

○山下義信君 速記を始めて。

○国務大臣(石田博英君) 大体先ほど職安局長が説明申し上げましたことを、取りまとめ御説明を申し上げておきたいと思ひますが、各産業別についての失業発生の見通し、それは、昨年の八月に、三十二年及び三十三年にわたつて発生するであろうというものを予想いたしました。これは、予算請求の一つの基礎として予想いたしましたのであります。これは、鉄鋼において四千人から八千人くらいではないか。造船におきまして八千から二万四千の間じゃないか。これは、主として小規模の造船業。それから、機械において二万人前後じゃなからうか。それから、繊維において三万から三万六千くらい上るのじゃないだろうか。それから、建設業において約七万五千から八万くらい出でる。こういうふうな大体見込んだわけでございますが、そのほかに、先ほどお話し申し上げました、駐留軍関係がございまして。しかしその後、先ほど職業安定局長の説明にもございまして、通常に新規の公共事業の増加あるいは財

政投融資の増加が、八月に考えておりました予算規模と違つて参りました。従つて、これがこんなにたくさん出ない、あるいは逆に、幾らか吸収してもええるのじゃないかというような、これは全部見通しでございますが、そういう空気になつて参りました。それから繊維は、大体一巡と言ひ過ぎ

完全失業者の三十三年度における見通しの御計算になりました基礎的なものができるだけ一つ、これはお見通しなものですから、それから先はそんなにやかましく言いませんから、一応見通しですから、一応資料として、ただいまの御説明でわかりましたが、御要求しておきます。

でありますが、三十三年前半期ぐらいは続くと思いますが、これも、これほどの数じゃないのじゃないかというよりなことでもあります。大體三十二年度において、相当部分が一巡をするというよりな見通しの上に立ちまして、そうして限界雇用係数という、私にはむずかしくてわかりませんが、計算方式で、そうして三十三年度の雇用状態というよりなものをそちらの方面から計算をいたして、先ほど御説明を申しましたような数字を出したものでございます。

なお一分箇だけ、私のだけ済ましておきますから。大臣に御相談したいと思ひますのは、実は、一体労働省は、将来労働省という役所の性格をどういうふうに持っていていこうとしているかということです。労働高等政治局というよりなものの性格ばかりでもないけすまい。非常に労働者の福祉関係にも今回は力を注いでいただいておりますが、私ここで、日本の政治の上で、まあどういふ内閣になりましたも、また、将来石田内閣になりましたも、考えなければならぬことは、日本の社

従つて、こういう出てきた人たちは、結局は完全失業者として失業保険の給付対象になる人と、それから、いわゆる不完全就業状態の中へ吸収されていくものというような形になるわけだろうと思うのでありますが、不完全就業の推計というものは、御承知のように、非常にむずかしい問題でございますから、これは、われわれの古い資料で申し上げても、それは今日オリソリティーがないと思いますので、差し控えたいと思います。大体そういうことであります。

会保障制度というものに、労働省が
ちよつとわき役のような形になってい
るのは、一考せにやあらぬと私は思
う。実は、今持っているのは失業保険
だけですね、実際は。労災は性格がま
あ別に……、含めてもよろしゅうあり
ますが、考えてみると、労働者の年金
問題も、所管省がどこかしこというこ
とは別にして、労働者の年金問題、こ
れは、あなたのところと関係ないので
す。二千三百億を超過しようとする厚
生年金の積立金、それを何に使うかと
いうことも、一部を還元融資している

○山下義信君 大体のことは、大臣の御説明でよくわかりますが、私要求しておきますが、数字のことでございまして、お見通しなんですから、見方はお互い違っているのですから、一応

こともあなたの方には関係ない。また労働者の健康保険もあなたの方には関係がない。考えてみると、いろいろな、社会保障制度の実際の対象は国民年金である。国民保険だと言ってみて

も、八〇％、九〇％は労働者です。これは、労働省という役所をこさえますときも、これらの社会保障制度のことについては、労働省で持っていこう

の労働省のあり方としても御検討をお願いしたいと思います。これは御相談であります。御所見を承わりたいと思います。

か、置いておくが、なかなか御議論のあつた当時のことは、大臣御承知になつてゐると思うのであります。私は、労働行政労働関係の、対労働組合の、そういうような、それも非常に政治的に重大であるが、何といつても、労働者の経済諸条件を中心とする、言いかえますと、労働者の社会保障的な面についての非常な考え方をしなければならぬので、この社会保障全般については労働省が厚生省、あれは厚生省の担当だというふうにまあ考えてもいまいけれども、私は、むしろ

○國務大臣(石田博英君) どうも私が、いわゆる労政の面ばかりに興味を持ち、高等勞働政政治局のような働きに重点を置いていたような御印象を与えているとすれば――それはじゃない、与えている。私の意思ではありませんが、与えている事実を私も残念に思います。むしろ労働者諸君に対する保護及び生活条件の助長ということに主眼を置き、そしてまあ、言葉は適切であるかどうかは知りませんが、サービス官庁たるの實をあげたい。こう念願いたしているのであります、今次予算の重点的の要

る労働省というものは、社会保障省のような性格を持って、将来労働者の基本的人権、労働者の生活の保障をやる上においても、一面には完全雇用、一

求につきましても、その点を十分留意いたしまして、努力をいたしたつもりでございまして、あるいは今国会に対する法律案の提出にいたしましたも、

面には最低賃金という、この二つの基盤を、レールを敷いて、その上に乗っかるものは労働者の社会保障の拡充であり、完成でいかなければならぬ。私は、労働省の将来のあり方としては、いつまでも労働組合を相手取つてのとはなばなしいような一戦を交える式のものばかりでなくして、真剣に一つ、労働者を中核とする社会保障制度を労働省はどれだけ考えていくか、持つていくかということです。一面から言いますと、厚生省は、公衆衛生とか、あるいは低所得者層に對しまする福祉の

そういう点からのみいたすように限局をいたしたわけでございます。ただ、私どもの役所の対象といたしてあります雇用労働者とその雇用労働者分以外に対する社会保障。雇用労働者分に対する社会保障は労働省で握るべきじゃないか。事実私どもも、そういうことを感ずることがしばしばございます。そうして現在においては、でき得る限り関係省との緊密な連絡をとっておるのであります。しかし、御指摘のように、われわれの立場から申しますと、不満も不便もござります。これ

仕事とか、いろいろなこういうことで
実は一ばいなんです。それでこれ
は、労働省の将来のあり方としては、
一つ十分御検討下さって、それで私
は、石田労働大臣が一つ真剣に、将来

は、なんとか行政全体を考えつつ、解決して参りたいと思つておる次第であります。まあ一例を申し上げますと、日雇労働者に対する保険の問題にいたしましても、あるいは日雇労働者に限

りませんが、恵まれない人々に対する住宅建設の問題にいたしても、なかなか、私の方で直接接わないと、なかなかいい問題が非常にあるわけであり、また、きわめてわずかでございしますが、住宅の面では、特に日雇労働者に対する住宅建設は、私の方で完全にやる端緒を開いております。

大體、漸進的ではありますが、そういうふうにして、社会保障省と申しますか、労働者諸君に対するサービス官庁の実をあげるように、これからも一そう努力をいたしたい所存でございますので、御指導と御協力をお願いいたします。

○理事(木島虎藏君) これにて暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時四十四分開會

○理事(山下義信君) 社会労働委員会

を再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

御質疑を願います。

○藤田藤太郎君　午前中に、労働大臣臣から予算の説明がありましたので、この説明の中には、いろいろ、最賃とか労働協会とか、いろいろ含んでいますけれども、これは法案がありますから、別に譲りまして、一般的な予算案をめぐる問題について、少しお伺いをしたいのでございます。

まず、第一に聞きたいことは、午前中に山下委員からの質問があつて、現

状態把握についていろいろお話がありまして、私は、予算要求と決定予算という関係について、よう追及したくはございませんけれども、しかし、予算要求をされたときにも、私は、大臣に、あの

当時の見方の現状について意見を述べたと思う。大臣はいらうと、午前中の話を聞いてみると、いかにも好転したような話がありました。私はどうも、あとでお伺いしたいと思うが、なかなかそれは理解がでないわけですね。そこで、予算要求を出されたときに、三十万人の失対、要するに失業対策の中で、今にしまして六十五万人の失業者ですから、三十万人というの、それが、やったところで、まだまだ全体の面から見ても、そうやり過ぎたという事はない。私は、それでも足らぬと思つてゐるくらいです。今度の確定予算との関係において、食い違いが非常に起つてゐるのです。これは、どういふ工合におやりになるのですか。

○国務大臣(石田博英君) 失業対策についてです。

○藤田藤太郎君 ええ、そうです。

○国務大臣(石田博英君) 失業対策費の二十五万という数字は、ちょうど昭和二十八年、九年に、今のようなき締め政策を実施いたしましたときの数字がやはり二十五万でありまして、その数字に基いて、二十五万というのを最低線として要求いたしました。これはまあ推定でありますから、二十五万で十分間に合ふかどうかということになりますと、確言はいたしかねますが、不足をいたしました場合は、当然予備費等をもって支出いたすことに相なるわけでありまして。そういう余地は十分残しておるわけでありまして。それで、最初三十万と要求しておいてどうしたと、こゝろ言われまして、これはまあ……、ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(山下義信君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(山下義信君) 速記を起して。
○藤田藤太郎君 この前の予算要求には二十八万、二万は調整のゆとりがあつて、三十万という要求があつたと思つて、今度は二十五万、二十五万ということ、そのゆとりの問題は、今大臣は言われたけれども、この予算書には出てない。それが一つです。

それから、もう一つの問題は、労働保護対策を中心に経済計画を立てるとおつしやうたんだが、次の委員会では、どうも一、二年困るといふような発言を大臣がせられた。そこで、今度の予算案をめぐつて雇用問題、完全雇用ですか、こゝろ問題について、衆議院の予算委員会の問答を聞いておると、完全雇用という問題は捨ててない、しかしこゝろはくずしていくのだ、こゝろの言ひ方をされる。非常に私は、言葉といふものは重宝にやれるものだと、どうも痛み入つておるわけなんです。そこで、今のようにな格好ですと、全体の数値と、それから見通しとの関係を見ると、なかなかむずかしい問題ですけれども、しかし、今いふ完全雇用ですね。完全雇用という考え方は、この労働大臣の午前中のあいさつにも、完全雇用ということ、非常に強く言つておられる。それでは、予算書から見ると、こゝろはくずしたといふことを政府として総括質問で答弁された。この食い違いはどなるのか。完全雇用といふものは、どういふ工合にお考えになるのか、この点をつつお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(石田博英君) 完全雇用という問題を考えます場合は、日本の産業構造、雇用構造という面から見ますと、結局不完全失業者と申しますか、不完全失業者と申しますか、この状態を解決する。完全失業者の就業に対する割合は、いわゆる西欧の完全雇用が行われておる国と比べてみても、それだけではもう大した問題ではございませんが、結局不完全失業者の状況にある人たちの問題を解決することが重点である、私どもはそう理解しております。従つて、それは、具体的にはやはり最低賃金制の実施、あるいは労働条件の向上、技能の附与その他による就業状態の安定といふことをやつて参りたい。同時に、私どもの直接の所管ではございせんが、中小企業対策等の推進ももちろん必要になる、こゝろいふに考へておるわけあります。

それから、本年度は、完全雇用、そういう形の完全雇用を目指して努力するといふことを捨てないで、そうして本年度の経済計画では、成長率を三〇程度に見て、これでは結局雇用増大という問題は大きく伸びない。これはどうかという御質問であります。私はなるほど直接的には矛盾があるように思われますけれども、実体的には、結局今日の国際収支の状態を改善するといふことが、長い目で見たら、雇用増大の基礎を作ることになる、こゝろ考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そこで、あとで言われた問題はあとに譲りまして、完全雇用をするには、やはり今の九千万の国民の中の労働力をどう配置するかといふ問題と関係なしに私は考へられない問題じゃないかと思つたのです。この前の労働大臣との質疑のときに、たとえ

ば農業労働力、要するに四千五百万の産業労働力の中の雇用労働力、農業労働力、それから一般の自営業者、特に最近の例をいたしまして、農業労働力が雇用労働力に転換していく。この問題は、もう顯著に現れてゐるわけですね。だから、この関係に立つて、労働力の配置といふ問題が考へなければ、完全雇用といふ問題が出てこないのじゃないかと、私は考へる。だから、そこあたりをお考へになつてゐる点があつたら、一つお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(石田博英君) ただいま御指摘のようなことも含めて、日本の低賃金状態の改善、不安定な雇用の条件の改善といふことは、私は、日本の完全雇用の道である、こゝろ考へておるわけあります。

○藤田藤太郎君 そうしますと、午前中の山下委員の質問のときに出て参りました新規百二十万ですね。その中の就業として百十万、新規といふのは、学卒だと思つたのですが……。

○国務大臣(石田博英君) そろそろです。

○藤田藤太郎君 そろそろと、そのうち雇用が六十五万、その他それ以外の就業といふのは、どこで推定されるか知らないが、四十五万、それで、完全失業といふのは十程度だと、こゝろいふ工合におつしやうたと思つたのです。そろそろと、一般からくる失業の八月の把握の問題、非常にむずかしい、えらいことを言われたが——限界雇用係数ですか、何かそういう数値でやつていくとこゝろ減つていくのだと言われたのですが、この限界雇用係数といふのは、私たちがわかりません。

○国務大臣(石田博英君) それはあとで説明をいたします。

○藤田藤太郎君 それはあとで説明を……、こゝろの新しい百二十万の雇用計画のこと、六十五万と、それから、今行われておる要するにオートメーションその他による経済収縮、それから来る失業、これは、非常に最近では少く見られてゐるだけで、相当な数が面に出てゐる。こゝろいふ全体の面からして、労働者自身も、今年の失業といふものに対して大きな問題があるといふ工合にはかゝるところで言つておられる。そうすると、完全失業が十になるというように考へておられるのは、私どもは、こゝろだけといふことで見通しを立てられてゐるからぬ。

もう一つは、経済の成長率が三〇くらいだと、こゝろおつしやうた。ところが、労働省の見えおられる雇用指数といふものは三・四％だと見ておられる。しかし、これもどうもわからないので、こゝろの点を一つもう一度。

○国務大臣(石田博英君) 今の推定の基礎については、あとで事務当局から答弁をいたしますが、きのうの問題になつたのでございまして、雇用の増大率が成長率を上回つてゐるといふ点でございまして、これは私は、いかなる時代におきましても、こゝろいふ長期の雇用といふものを目指した一定の定期的な雇用といふものは、常にベースとしてあると思ひます。たとえば養成工でありますとか、あるいはそれに類するものがあり、そういうものが常にベースとしてある。その上に、景気

変動によつての雇用の増減があるのでありますから、そのベースをくずすわけにはいきませんが、私は、雇用の伸びというものが、その場合におきましては、成長率を上回ることがあるものと、かように考えるわけでありまして、従つて、経済企画庁で出した数字に對して、私もこれはこれに不審をもたないわけでありまして。

それからもう一つ、四十五万の雇用の就業率といふのはどこへ行くんだと、こゝろ御質問でございますが、これは農業、自家営業に入る。そういう自家営業、自分の家で働くもの、また自分でやられるもの、そういうものを含んでおられるわけでございます。

残金は職業安定局長から……

○政府委員(百田正弘君) 先ほど御質問になりました失業対策事業の二十五万の点につきまして、御説明を申し上げます。当初の要求の際におきまして、二十二日稼働三十三万人ということで要求いたしましたわけでございます。その当時における見通しといたしまして、大体失業対策事業の吸収人員のワケを算定いたしますには、安定所に出る参ります日雇労働者の登録の数を基礎といたしてはいるわけでございます。本年の七月ごろになりました、それまで四十六万台であった日雇労働者が四十七万台になると、この計算で行きますと、おそらく五十万台を突破するのじゃなからうかというふうなことで、大体三十三年度におきましては、この前の予算の基礎になっております数字といたしましては、大体五十六万人程度の登録者が出るだろうという見通しのもとに計算いたしましたわけでございます。

して、これを二十二日稼働させるといふようなことでやられたわけでございます。その結果、その後の状況を見ますと、大体その程度の数で日雇労働者の数が横ばいになりまして、年間大体四十七万程度の見通しになりましたので、これを基礎といたしまして、大体二十八、九年のデフレ期におきまして、この実績を根拠といたしまして、約一割増の登録者がある。従つて、大体五十二万人程度ということで積算をいたしましたわけでございます。今回の場合は、こゝろして大幅にふやします関係上、やむを得ず就労日数の増加を見送らざるを得なかつたのであります。その関係上、二十一日計算といたしまして、それから登録者の数におきまして五十六万を五十二万に下げたというふうなことで、大体二十五万という数字が出て参つたわけでございます。

○説明員(三治重信君) この限界就業係数の問題でございますが、これは、労働力調査で、従来農林、非農林の区別で、就業率労働力調査を出しているわけですが、農林関係は、これは自家営業が主で、大体農林生産並びに新規卒卒なんかの就業関係と、いわゆる農林就業の関係は、大体前年度や過去の経験から見て、一つの慣例で、農林就業は大体十萬減る。これは大体、特別の計算の基礎がある数字ではございませう。非農林の方で百二十万ふえるという計算は、過去の産業活動指数、これは、昭和九年——十一年が基準になっておりました、その産業活動指数に對して、非農林の就業率とどういふ関係にあるかという線を出している。これが非常に、過去の戦後の二十五年以降

になりますと、大体戦前の産業活動指数が、二十六年で戦前の百をこしたわけなんです。それ以後の年々の産業活動の動きと就業率の動きが割合に關係がよく出てくるわけなんです。そのときに、出たこの答えは、産業活動指数が非常に伸びたときには、その産業活動指数一ポイント当りに對して雇用の数が非常に少い。たとえば、二十八、二十九、非常に輸入が多くて、非常に経済が大きな活動になった場合には、産業活動指数一ポイント当り約二万二、三千人の増加になる。ところが二十七年ころふたいに、非常にデフレ政策をやつた場合には、産業活動指数一ポイント当り十一万から十五万の増加になる。これはどういふ関係かと申しますと、結局毎年新規に供給される労働力といふものが、百二十万から百四十万の新規労働力が出てくる。それは、産業活動の非常によくなつた場合には、それに対する負担が少い。産業活動が弱くなつた場合には、やはりそれでも就業率がふえていかないと、結局国民が生活できないために入ってくる。この関係は、すなわち産業活動指数の一ポイント当りに對する景気、不景気によつての就業率の比率をとつて、それで、来年度が大体一・二%の伸びである。その過去の一番適当なときが二十七年である。二十七年のときには、一ポイント当り大体十二万程度というところで、来年度の数が、百二十万就業率が伸びるであらう、こゝろいふうな計算で出した。前年に対する就業率の増加と産業活動指数の増加の比率をとつて、過去との關係で来年度の見通しを立てて、百二十万の数字が出た、こゝろいふうになる。雇用の六十五万の

増加も、これは製造業につきまして、大体これは鉱工業生産指数でございまして、鉱工業生産指数の伸びに對する雇用労働者、賃金労働者の關係を同じように出して、製造業で大体どれだけふえる。そういうふうなものを出して、あとそれが、製造業がふえた場合には、ほかの非農林業の就業率との割合で、六十五万くらいの増加になるという数字で出しているわけなんです。この点で非常に、われわれの方として見通しをつける場合には、過去の何か一定の就業と産業活動あるいは鉱工業生産指数といふものとの比較で見通しをつけるのが一番科学的じゃないかという關係で出しておるものであります。従つて経済五年計画のようには、年率六・五%という關係というやつは、われわれの方としては、来年度の見通ししたものですから、そういう過去の対前年度の増加に對する割合といふことから雇用關係の数字を出しているものですから、長期計画のやつとは必ずしも合わないという結果になっておりますが、やはり年度計画の見通しは、その方が正しいのじゃないかというものが、正しいといひますか、説明とか見通しを皆さん方に参考にしていただくのは、その方が非常にわかりやすいのじゃないかというので、数字を出しているのでございます。

○藤田藤太郎君 今の限界雇用係数の問題は、一つ資料をいただいて、研究をさせていただきたい。それでないと、議論にならないと思ひます。ただ私は、二十九年度で三十九万、三十三年度四十五万、三十一年度はどれだけに於いては、農業者が、農業労働力が工業労働力に転換しております。こゝろいう政府の統計が出ております。だから、昨年度はやはり幾らかということをお願いしたい。こゝろいふ転換といふものがあつて、今度の見ると、私の聞き間違ひかもしれないが、農業労働力が工業労働力に十萬転換するといふ見通しを立てておられる。そうすると、そこで押えられるのは、昨年は四、五十万だろうと思ふのだが、そういうものが十万人に押えられるということになりますと、結局潜在失業者といふことにならざるを得ないと思ふ。だから、雇用の見通しの議論は、私は、今説明されたようなことではなかなか納得できない。これは一つあとで伺ひます。潜在失業者といふものは、今度の予算措置から見ても、表面づらだけ合したけれども、潜在失業者として出てくるやつは、計算で十万人です。農業から工業に転換するもの十万人と押えて、完全失業者は十万人ふえると言われるが、二、三年の推移といふものは、そんなものでないと思ふ。そこで、潜在失業者について、午前中大臣は答弁されなかつたのですが、どういふ工合に見ておられるか、これを一つ聞かせていただきたい。

○国務大臣(石田博英君) これは古い統計でございますが、これは、こゝろいふ見方もありますし、別の見方もあると思ひますが、所得標準で、これは年額三万五千円以下の業主、家族、従業員五百十四万人、この五百十四万人の内訳ですが、農林業が四百二十一人、非農林業が九十三万人、それから、所得が十九才以下月額三万四千、二十才以上、月額四千円以下の雇用者が百六十七万人、所得が標準以上であるが、就業時間が六十時間をして、か

つ転職または追加就業を希望する雇用者十五万人、そこで六百九十六万人という数字が出るわけであります。このほかに、本人の希望その他で転職を希望しているものが、現在仕事についているけれども、転職を希望しているものが、三十二年三月では百一十一万人、それから、三十一年の七月の調べによりまして九十三万。これは、調査の仕方が非常に違っておりますが、これはあとで申し上げますが、三十二年三月は九十一万人となっております。

三十二年三月と三十二年三月は、労働力臨時調査というのでやっております。それから、三十一年七月は、就業構造基本調査というものでやっております。これからあとで述べる数字は、この方法によるものであります。追加就業希望者というものは、平生仕事をやっておりますけれども、それ以外に仕事がない、そして求職活動をしていないものであります。それが、三十二年三月五十六万人、三十一年七月四十二万人、三十二年三月六十一万人、就業希望者は、平生においてもあまり仕事というほどのことはしていないけれども、何か家事に従事したりしておつて、それが求職活動をやっております。それが三十二年三月が三百三十三万、それから、三十一年七月が二百七十八万、三十二年三月が二百六十五万、こういうことになっておるわけでございます。だから、そのどこをどうとるかというところは、数字としては非常にむづかしい問題でございますが、まあこういう状態、今ちょっと数字を間違えました。それは、最後のやつですね、最後のやつが百四十六万、百四十三万、百十三万、こうなります。一番最後に

私が申し上げましたのは、横の全部の計です。ですから、それがこの数字で、こういう調査で参りますと、三百万前後というところがある、いわゆる不完全就業者と申しまして、それから、それから、先ほどのような調査で参りますと、六百九十何万というところになる、そういうことに相なるわけであります。

○藤田藤太郎君 この年間所得二万五千円ですか、ちよつと合おぬのじゃないですか。年間所得、これは世帯収入ですか。

○国務大臣(石田博英君) 二万五千円以下のも、世帯収入でなく個人です。

○藤田藤太郎君 そうですか。それと、それから十九万三千円、それから二十万四千円以下、こういうことですか。

○国務大臣(石田博英君) いや、それは別々です。つまり第一は、年間所得二万五千円以下のものが五百四十四万、それを内訳しますと、農林業が四百二十一万で、非農林業が九十三万、その次に、所得の標準が月額三千円以下となりまして、二万五千円よりちよつと上になりますね。それから、二十万以下四十四万、これが百六十七万、それから第三番目は、賃金の方はこれ以上取っているけれども、労働時間が長過ぎるというもので転職を希望したる……

○藤田藤太郎君 十九才以下はなんぼになりますか。

○国務大臣(石田博英君) 十九才以下月額三千円、これはまあ標準、それを標準に調べてみて……

○藤田藤太郎君 わかりました。問題は、今これとの関連において、この調

べられた年度というものを私はお聞きしたいのですけれども。

○国務大臣(石田博英君) 年度は、ただいま詳しく申し上げました年度が三十七年です。それから、そういうような調査でやりまして、二十八年度はどうか、先ほどの調査で参りますと、六百九十何万、それから、二十九年度が六百七十七万、それから、二十九年度が六百七十六万と、そういうことになっております。こういう調査でいたしまして……

○藤田藤太郎君 そこで、労働省と厚生省との関係になるのですが、今年のボーダーラインと申されるのは、昨年は九百七十三万人で、今年は九百三十三万人という数字が出ておられます。その数字との関係で、年額二万五千円以下が五百四十四万、これを積み重ねて月額四千円以下ですね。これを合せて六百九十万、最近のやつは知りませんが、それと、そうすると、厚生省の出した白書で、千九百三十三万と、この数字が出ておるのです。この数字は、もつと下のよう感じがするわけですが、二万五千円ですから、そうすると労働省でお考えになっているこの潜在失業者の基準というものは、こういふところにおいて潜在失業者の概念、これ、から以下が潜在失業者、こういう工合にお考えになっているのですか。

○国務大臣(石田博英君) 一応こういうことを基準に調査しているわけですが、それから、厚生省がこれに数字を出しているのは、これは、いわゆる就業可能人口以外のものもそれに加わつてくるところではないか、そう思いますが、私どもの方では、結局就業業者の中で、こういう基準で調査したものはこれだけの数にのぼる、それから逆に、本人の意

思、現状に対する考え方というもので調査したものが、先ほど申しました別個の統計になっておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 今の潜在失業者の基準を大体これぐらいの収入以下の人だという工合にお考えになっていると判断していいわけですね。

○国務大臣(石田博英君) それから、一つ、今の千九百三十三という数字は、家族全部含んでおります。

○藤田藤太郎君 厚生省のやつはそうですか。

○国務大臣(石田博英君) ですから、私どもの方は、働くことのできる年令に達した者というわけでありまして、から……

○藤田藤太郎君 しかし、この潜在失業者というものは、働く能力があつて、個人の場合があるけれども、またはその生活の主体者である場合が多い。

○国務大臣(石田博英君) それもありまして、そうでない場合もあります。

○藤田藤太郎君 ありますけれども、そこで、潜在失業者というものは、非常に悲惨な状態に置かれておる。私たちが見て、一人前の生活ができないのですが、最低の生活を保障し、そして福祉国家への道、社会保障への道、労働者の保護というものを盛んに言っておられるけれども、潜在失業者に対してどういう意図があるかどうか知りませんけれども、年間二万五千円以下のところ、以上の者は潜在失業者ではないと……

○国務大臣(石田博英君) 二通りの分け方で計算しておるわけですが、それが潜在失業者、それ以上のものはそうでないという見方はございせん。それだけでなくて、一体どの程度のを基準に置くべきかというところは、私ども、いろいろな議論がございまして、いかにいふふうな形で調査いたしますと、こういう結果が出るというのであつて、これ以上のものは潜在失業者でないと考えているということではございせん。

それから、先ほど申しましたように、今度は逆に、本人が現在の状態においてどう考えているかという点から調査するのと、やつぱり失業者といひましようか、そういうものの調査の一つの方法といたしまして調べましたのが、先ほど申し上げましたような数字であります。だから、どれぐらいのものが潜在失業者であるかという見方によつて違ふと思ひますが、現状はこうでございますというのを申し上げたわけでございます。

○藤田藤太郎君 今、潜在失業者の一応の調査をされた。これは全体ではないけれども、その中で、五百四十四万の中、四百四十四万までは農林業……

○国務大臣(石田博英君) 四百二十一万、これは二十七年でございますから、今日はだいたい違つております。

○藤田藤太郎君 この農業者労働者が雇用労働者に転換していることと、生活を守るために転換していることという意図がここにあるのですから、先ほど私が申し上げましたように、潜在失業者の非常に苦しい中に、農業労働力というものがずつと密集しておる。それを千万に押さえておる。一面では顕在化されないけれども、非常に困難な生活に置かれておる農業労働者の潜在化している悲惨な状態があるというもので、労働省は見えておられるのですか。

○説明員(三治重信) 先ほど申し上げましたのは、全体の非農林の就業者と経済の伸びとの関係でございますが、雇用者につきましては、おもな製造業を中心にやっております。

○藤田藤太郎君 出ないものを四十五万推定して雇用指数という格好で、三・四〇というところにおいて……、就業というものは自分の仕事へつくというこゝで、三・四〇という数字を出されたところに、そこに無理があるのじゃないですか。

○国務大臣(石田博英君) いけないとすれば、求職人口の百二十万から四十五万引いたものになります。

○藤田藤太郎君 だから、それを雇用指数として三・四〇として、これも含めてそれは発表され、産業活動と対比する、そこに無理があるのじゃないか。

○国務大臣(石田博英君) 産業活動に、やっぱり自家営業に入れば、産業活動に結局従事することになるわけですから、遊んでおるわけじゃないと、よそへ就職の先を求めないというのであって、自分の家の仕事に従事するという者は、日本のような産業構造の場合には相当するわけでございますから……。

○藤田藤太郎君 いや、どうもそこいらあたりが非常にむずかしいところだ、一般的に出てくるのは経済の成長率が三・四〇だと、雇用指数が三・四〇だというふうな格好に出てくると、その四十五万というのが非常に問題になってくる。

○国務大臣(石田博英君) ですからその四十五万の中にもいわけゆる低賃金と

○藤田藤太郎君 だから、潜在失業の要素を持った就業じゃないですか。

○国務大臣(石田博英君) そう言えるでしょうか。雇用主の家族であれば出ないでしょうか。

○藤田藤太郎君 この四十五万というのは、この四十五万というのには、確な把握数字がありますか。

○国務大臣(石田博英君) 三十三年度の見通しですから、これからの……、われわれの立てている推定の数字であります。

○理事(山下義信君) 藤田委員に申し上げますが、それに関連しての資料は労働省で出すと大臣言われましたからまた資料を見ていただきまして……。

○藤田藤太郎君 それで私は、私らの判断の立場からいって、非常にうまくずつと帳面づらを並べられておるが、そんなものではない。そこで二十五万の失業対策では私はやはり非常に問題がある。もともととふやして、政策として一番大きく、たとえば貧乏をなくするとか、失業対策をやるといっておられるところ、これは議論があるといいたしまして、これは議論があるといいたしまして、それから農業労働力の関係があるの、どういふ工合に……、失業対策が二十五万じゃ少ないじゃないかと、いことが一つ出てくると思ひます。

○藤田藤太郎君 いや、どうもそこいらあたりが非常にむずかしいところだ、一般的に出てくるのは経済の成長率が三・四〇だと、雇用指数が三・四〇だというふうな格好に出てくると、その四十五万というのが非常に問題になってくる。

○国務大臣(石田博英君) ですからその四十五万の中にもいわけゆる低賃金と

申しますか、そういう家族労働です、ね、ですからこれは換算すれば非常に低賃金であり、できれば他に雇用の機会を求めたいという人もそれは相当おられます。おりまして、いわけゆる、全部が不完全就業者だとは言ひ切れな

いじゃないか。

○藤田藤太郎君 この四十五万というのは、確な把握数字がありますか。

○国務大臣(石田博英君) 三十三年度の見通しですから、これからの……、われわれの立てている推定の数字であります。

○理事(山下義信君) 藤田委員に申し上げますが、それに関連しての資料は労働省で出すと大臣言われましたからまた資料を見ていただきまして……。

○藤田藤太郎君 それで私は、私らの判断の立場からいって、非常にうまくずつと帳面づらを並べられておるが、そんなものではない。そこで二十五万の失業対策では私はやはり非常に問題がある。もともととふやして、政策として一番大きく、たとえば貧乏をなくするとか、失業対策をやるといっておられるところ、これは議論があるといいたしまして、これは議論があるといいたしまして、それから農業労働力の関係があるの、どういふ工合に……、失業対策が二十五万じゃ少ないじゃないかと、いことが一つ出てくると思ひます。

○藤田藤太郎君 いや、どうもそこいらあたりが非常にむずかしいところだ、一般的に出てくるのは経済の成長率が三・四〇だと、雇用指数が三・四〇だというふうな格好に出てくると、その四十五万というのが非常に問題になってくる。

○国務大臣(石田博英君) ですからその四十五万の中にもいわけゆる低賃金と

民年金の問題とか、医療制度の問題とか、たくさんあるわけですから。年金や医療の問題は厚生行政だと、そう言われるならそれでいいですけれども、有給休暇や労働時間の問題について、国際憲章との関係についてどういふ工合に見ておられるか。

○国務大臣(石田博英君) 有給休暇の問題は、ちよつと私今すぐお答えする材料を持っておりませんが、労働時間の問題は日本の基準法と立て方が違っておりまして、従って日本の基準法の方がより進んだ面もあり、それからそのうでない面もある。立て方が違っているというところがまだ直ちにそのままだ批准できない理由でございます。

○政府委員(堀秀夫君) 有給休暇につきましては、ILO条約第五十二号年次有給休暇に関する条項があるわけでございますが、これについては現在のところ批准いたしておらないわけでございます。その理由をいたしましては、やはりその立て方、考え方がだいぶ違っている。特に一番問題になりますのは、国際労働条約では分割休暇は原則として認められておる。しかしながら、わが国の場合においては、これは労働者の利用につきましては、これは労働者側の希望が多いわけでございますが、分割休暇をむしろほしいと、こういうこととございまして、基準法でも分割休暇とございまして、基準法でも分割休暇は認められておるわけでございますが、そのようになつて方の相違がございまして、その、現在のところ批准は困難であると考えております。

○藤田藤太郎君 少し基準局長何です、一九五四年に、条約ではありませんけれども、政府の代表も行かれて有給

休暇に関する勧告というものが出ておることとはどうなんでしょうか。御承知なんですか。それは十二労働日、要するに有給休暇は二週間の有給休暇にしようというところで、他の例から見ても他の国が実施している面から見れば、一段とは言ひませんが、二段階目ぐら

いところから線を引いて、十二労働日、要するに二週間の有給休暇を実施しようという勧告をきめておるわけですか。そのところの有給休暇の一つの面を見ても、今の基準局長がおっしゃったのは少し食い違ひのじやないですか、日本は六労働日だから。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまのこともう少し詳しく申し上げますと、ILO条約におきまして、一年間継続勤務した者に対しては、六労働日というところになっております。それから十六才未満の者については十二労働日、こういうことになっておるわけでございます。わが国の場合には六労働日というものが一般的に規定されておるわけでございます。それからもう一つは、ILOの条約におきましては、この分割支給というものは、このきめられた休暇を分割して支給することはできない、こういうことになっておるわけでございます。わが国の場合においては分割して支給してもよろしい。具体的に申しますと、たとえば一日、一日とあるいは二日刻みというふうに労働者の請求に応じまして与えて差しつかえないというところになっております。その二つの点わが国の基準法と、このILO条約との相違する点でございます。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

休にたいしては、一年間継続勤務した者に対しては、六労働日というところになっております。それから十六才未満の者については十二労働日、こういうことになっておるわけでございます。わが国の場合には六労働日というものが一般的に規定されておるわけでございます。それからもう一つは、ILOの条約におきましては、この分割支給というものは、このきめられた休暇を分割して支給することはできない、こういうことになっておるわけでございます。わが国の場合においては分割して支給してもよろしい。具体的に申しますと、たとえば一日、一日とあるいは二日刻みというふうに労働者の請求に応じまして与えて差しつかえないというところになっております。その二つの点わが国の基準法と、このILO条約との相違する点でございます。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○藤田藤太郎君 それは五十二条の条約の問題ですね。

○政府委員(堀秀夫君) ええ。

○藤田藤太郎君 私の方からは、一九五四年に勧告として十二労働日、二週間の有給休暇をきめようと国際条約できまつておるのです。あれは条約じゃないけれども、勧告という形式をとつておるけれども、実質上きまつておる。それとは食い違いやしませんかと、こう言つておる。

○政府委員(堀秀夫君) たとえば年次有給休暇につきましては、条約と勧告と二つあるわけでございます。そこで勧告につきましては、ただいま申し上げました条約の原則のほかに、さらにその国の実情に応じていろいろ与えることの望ましい方式をさらにつけ加えておるわけでございます。ILO条約よりもさらに少し高い面を勧告しているわけでございます。で、私の申し上げますのは、ですから勧告につきましても今私の申し上げましたILO条約と同じことを規定し、それからさらにそれにつけ加えていろいろこまかいことがございます。これは御承知のことと思ひますので、もうここには申し述べませんが、さらにいろいろこまかいことを規定しておるわけでございます。その両方に対してわが国の基準法の立て方は今申し上げましたように原則が違つておる、こういうことを申し上げたのでございます。

○藤田藤太郎君 まあ議論になりますから、私はその会議に出席したのであります。議論になりますからあとでまたいたしますけれども、労働時間の問題ですね。これは一つの例ですけれども、労働時間の問題というのは大体工業国においては、四十時間制がしかれておるので、いつも労働大臣は努力を

すると言つておられるわけですが、今年はこの問題は積極的な努力をしよという考えはないですか。労働時間短縮の問題……

○国務大臣(石田博英君) やはり全体としてこの雇用の状態を改善していくためには、労働時間の短縮ということの一つの方法だと思ひます。それから雇用の問題だけでなく、労働者の生活条件改善のためにもそれは望ましいことだと思ひます。しかし、これを画一的に行うということは、まあ今のところ是非常な困難と摩擦を生ずるだろうと考えておりますが、そういう方向に努力はして参りたい。特に生産性の向上とか、オートメーションの発達とかに伴つた雇用の問題の解決策としてはそういう方法がとらるべきものと考へておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君 それじゃその問題は、そのくらいにしておきませう。それでもう一つの問題は、これは労働行政と非常に密接な関係がある。たとえば潜在失業者の調査のときに出て参りましたが、非常に低いところで調査をせざるを得なかつたということもあると思ひます。年金制度の問題、医療制度、皆保険の問題ですね。こういう問題は厚生省との関係で今度どういう工合にしていくか。それで、労働大臣自身も午前中にお話がありましたけれども、二つの具体的問題について何かお考えがあつたら聞かせてもらいたい。

○国務大臣(石田博英君) 基本的には厚生省が立案をいたすものと思ひますが、しかしやはりその中に、その相当な部分は雇用労働者が含まれるわけでございますから、私どもの方もその促

進について協力はして参りたい、こう考へておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君 それじゃ、ILO関係で最後にもう一つ聞いておきたいのですけれども、条約、勧告、決議というものが百四つですか、勧告、決議があるわけですか。これはやはり精神を生かすためにあるわけですが、この手続、政府が今までとつてこられた手続を今後どうやっていかれるかというところ、この前もお伺ひしたと思ひますけれども、一つこの際聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 私、就任をいたしましたその手続等の慣例、現状等をいろいろ調べてみました。不十分な点があると思ひますので、これから決議、勧告等がございましたら、条約等がございました場合に、おきましては、今までは国会にそれは通達いたしておりましたけれども、これからは政府の意見を付してそして慎重な手続をとつて参りたい。こう考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 これからの問題、これから条約、勧告が出たらというところで、今、今日でも国の進展の推移に応じて百四つもあるやつが、十七ですか——はつきり数字はわかりませんが、それくらいしか批准をしていないんです。ですから、その点はどうされるんですか。今後のやつだけですか。

○国務大臣(石田博英君) 百七つのうちで、今二十四批准しておるそうです。現在までは、ILO憲章の十九条に基いて昭和二十八年十二月八日の閣議決定によりまして文書による報告として条約または勧告の内容を簡単に説明し、そして和文テキストを添えて

議院に提出いたしております。しかし、これからはなお一そう慎重に扱ふ意味におきまして政府の意見等も付して提出いたしたいと思つております。なお、今までの分についてもそういう御要求がございましたら、今日までの分についてもその準備をいたさせる用意はございます。

○片岡文重君 今のILOの条約の問題ですが、これはいろいろ重要な条約がほとんどであるにかかわらず、一般に直接その利益を受ける労働者諸君ですら、知らない者がやはり多いようです。そこで労働省としてはこれらの条約を歴史的に一括されて、政府の意見は必要ありませんが、それらのものを一括されて歴史的に編集されて当委員会に私は配つていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) それはお出ししますが、政府の意見を付してというところは、従来、つまり戦争前ですね、戦争前は、つまり政府は詳細な意見を付しまして、その当時は枢密院でございしますが、出した。その手続をもう一ぺんその手続に返つて扱いたいというわけでございます。

○片岡文重君 わかりました。

○国務大臣(石田博英君) そういう方法をとりたい。政府の意見なんか必要ないとおっしゃれば、それはまた別でございしますが、そういう方法をとりたいということをおし立ておるわけ、今の資料の要求はできるだけすみやかに編集して提出いたします。

○藤田藤太郎君 雇用関係についてはまたその今の計数の材料その他を見せたいから、もう少し私も詳しくお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(村上茂利君) お答えいたします。労働保険の建前は業務上の傷、疾病がございましたときには、療養補償という形で給付がなされますし、死亡がございました場合は遺族に対する遺族補償、それから葬祭料の支給がござい

ます。なお長期にわたつて療養しておるがなかなかおならないという者については打ち切り補償の制度がございまして処置しておるやうなわけでございます。なお、一応症状は固定したが、身体に障害が残つておるという者につきましては、障害補償という制度がござい

ます。○藤田藤太郎君 途中ですけれども、そういうことを聞いておるんじゃないんです。大体労働者が傷害を受けたらどれくらいの日数やその他の状態で支給されたり、されていくかということをお聞ひしているのです。たとえば給付の問題、査定がどうなつて、把握がどうなつて、日数はどれくらいで労働者の手に渡つておるか、こういう点を一つ聞かしていただきたい。

○説明員(村上茂利君) 答えを取り違

いましてはなはだ失礼いたしました。

査定でございますが、監督署に労働

者から請求がございましたならば、で

きるだけすみやかに支給をいたした

い。こういうことでやっているのでは

ございますが、それは各補償の種目によ

りまして、所要日数は違いますけれど

も、大体一週間ないし二週間の期間で

やるように指導いたしております。

もつとも業務傷害の認定などでなか

か困難なケースがございますして、事

実確認が出来るものにつきましては、

例外的に数カ月を要するものもござ

います。一般的に申しますと、せい

ぜい二週間程度で支給をいたすよう

いたしております。実績もそれに近い

状態になっております。

○藤田藤太郎君 その給付するときに

に、財源上各監督署、要するに各基準

局に財源上の欠陥は、金がないから払

えないとか、そういう点はないです

か。

○説明員(村上茂利君) 御承知のよう

に、全国一本で経理をいたしてござ

いますので、特定局ないしは特定の監督署

で金が足らんというようなことは問題

にせず、必要額は全部本省から直接地

方局に配付いたしまして支給をいたし

ております。従いまして金がないた

めにどうこうという問題は現在のと

ころございせん。特に三十二年度に

おきましては神武景気の余波を受けま

して、保険料収入状況も例年になくよ

ろしゅうございますので、金が不足す

るために支給がおくるとか、あるいは

は払わんということはほとんどない

のと私も確信いたしております。

○藤田藤太郎君 もう一つ。あとへ

返って恐縮ですが、失業対策の面

で、この国内の経済配置、労働の面を

見ると非常に府県によってよい所と、悪

い所があるわけですね。本来悪い所

は失業者がたくさん出ている。こうい

うところをやはり失業対策の面ではよ

り重く、より重要に取り上げていか

なければならぬ面が私いろいろな面から

見てたくさんあると思うんです。片方

で二十五日稼働があると思うと、十

六、七日ぐらいの京都のようなところ

がある。民間雇用は一つもない。東京

や大阪あたりで十五、六日組んで、二

十五、六日の民間雇用の関係で満配に

なる。十八日組んでも一日分も民間雇

用がない。結局そこにいる人は非常に

困っているというふうな現状だと思

うのです。私は今まで努力されたと思

いますけれども、しかし実際の面から見

ると、なかなか雇用日数のそういうと

ころこそ困っているのだ、私はその点

は抜本的に施策をやってもいいと思

うのです。だから、それは単に一日

ふやしたからどうこうというのではな

い。その地方の経済活動の面とにら

み合せて、何らかの措置を講じられ

ることが至当ではないか。二十一日で

いうことなんですか。二十一日の線

まではぜひそこまでいってもらいた

い。そこで結局これを突き詰めてい

くと、地方財政力の関係が非常に関係

があるのじゃないか。だから地方財政

に負担をかけるような方針でその問

題を処理するといふ考え方も特別失

対、臨時失対ですか、そういうもの

であるわけですから、それは一つ労働

大臣として考えてもらえませんか。

○國務大臣(石田博英君) 今のよう

な経済状態、地方の経済状態の差によ

って生じます事態につきましましては、実

は、特に大阪、東京、あるいは大阪、

神戸、その他、京都なんかの関係が

一番顕著な例であらうと思ひますが、

京都につきましましては、私はいつの

ころか、八月ごろに京都に参りまし

て、その実情を承知いたしました。

き、直ちにその調整方を命じまして、

でき得る限りの調整はいたしました。

しかし、残余の分については、その地

方、当該市、あるいは当該府の方に原

因があつて解決がつかないものも相

当でございます。ですが、御趣旨はよく

わかります。ですから、そういう方向に努力を

いたすつもりでございます。

○藤田藤太郎君 地方に問題がある

というの、地方に財政力がないとい

うことです。三分の一の負担がでない

ということですね。だから私は、やは

りそういう高額の補助をするような

のを、やっぱりよりそこに振り向け

てやるようなことをして操作をしてや

るということができないかどうかとい

うことなんです。

○國務大臣(石田博英君) そういう

方法をとつておる所もございまして、

それはまあ、結局は財政力と言われ

ばそれまでですが、あるいは何とい

うか、責任の悪い言葉で言えなす

りか、責任の悪い言葉で言えなす

きにしてもあらずであります。必ず

しも財政力だけとは言えない。です

けれども、財政力が明らかに負担に耐

えな所、たとえば奥市などというや

うところの場合においては、そういう

方法を、高額の補助の分を回すとい

うことをそれはいたしております。

○片岡文重君 きょう予算の御説明

を伺つただけで、また十分検討はいた

しておりますから、詳細な点について

の御質疑は後日に譲りたいと思ひま

すけれども、一応伺つた範囲内で

点で二、三伺つておきたいと思ひ

ますが、この予算を御説明下さるに

当つて述べられた、いわゆる大臣の

所信といふものを拝見すると、最低賃

金制の実施を初めとして、数項目に

わたつて述べられておられます。事

実これら諸項目を実施されようとする熱意は

おありになるだろうと私はすべてを

善意に解釈申し上げます。しかし、

盛られた予算の内容を見れば、いわ

ゆる政策的な経費といふものは私

はほとんど盛られていないと思ひ

ます。第一に、この職業補導とか、

特に青少年対策とか、あるいは基

礎監督行政の点についてもいろいろ

ことが言えるわけですね。失業対策

の面についても、先ほど藤田さんの

質問に対する御説明の中での数字を

あげておられましたけれども、その

数字は、結局この二万五千

人増加にどうつじつまを合

せていくかという数字の羅列であ

つて、経済の見通しや、あるいは失

業者の増加に対する見込み等につ

いては、われの見通しとして

いるところと、あるいは失業者

の増加等については、第一に

非常な開きがあると思ひます。

第一政府自体、特に労働省

自体が、当初これだけの見

込みでは私はなかつたと思

ひます。先ほど大臣は、予

算の要求額と、査定をされた

箇の開きについて云々とい

うお話がありました。しか

し、まあ今に始まつたこと

でもありません。労働省

に限つたことでもありま

せん。おっしゃる通りであ

らうと思ひます。相

当してくれけれども、その

加えられる限度といふもの

が、大よそあるのじやな

らうかと思ひます。こ

の中には、お出しな

だいたいの表を

見ると、五十三億

の今年度増加の中

で、四十八億が失

業対策に向けられ

た。この五十三億

の九一%に當る。だから、こ

の面にいへば、大

いに失業対策に力を入

れているんだとお

しやらないところ

でしやうけれども、

この増額した五十三

億に對しては九

一%なんです。失

業者に對する経費

としては、わずかに

二万五千人を見込

んだにすぎない。し

かも、あなたが最

初に要求された公

共事業費等は全部

削減されておると

私は聞いております。

こ

うことは、この失

業対策に、これ

から増加していく

人員を、果してよ

く吸収できるかど

うか、はなはだ危

ぶま

れる次第ですが、

一体幾らの失業

対策費を要求され

て三百二十一億

になったのか、こ

の点を一つ。

○國務大臣(石田博英君) 今、五

十三億、それは一

般会計で五十三

億です。そのほかに

職業訓練費では、

特別会計

から振り向けて、

実施施設を行

います。そのほ

かが約四億ござ

います。ですから

労働省が失業保

険特別会計を除

きまして、それ

で予算増が五十七

億、そこへ

今の日本労働協

会の出資がござ

います。から、ま

あ、失業対策事

業だけが九

一%はちよつと

酷だろふと思ひ

ます。その要求

した経過は、今

事務當局から

説明いたさ

しますが、失

業対策の対

象人員が、こ

れはあくまで

推定でござ

います。です

から、これで

足りな

いかとお

しやれば、こ

れは結

局水かけ論

でござ

います。が、

昭和二十

八、二十九

年に見合

う分として、

三十

年でしたか、三十一年に組みました二十五万、この二十五万の失業対策事業費というものは、ちよつと余したのであります。二十五万というの一番大きな数字でございますが、余した、そういう実例もございませう。また、推定でやつて足りない場合においては、他の予備費なり、その他の措置をとつて処理しなければなりません。現在、現在の見通しの上に立つて、現在まで最高限の対象人員を組んだということでございます。

○政府委員(百田正弘君) どの程度の予算を当初要求したかという御質問でございますが、当初におきましては、かつてこの委員会でも御説明申し上げたと存じますが、吸収人員は三十万人、それから就労日数は二十二日、そのほか資材費等の大幅増額を案は計画いたしました。特に一般失対費の中から、資材費の高い選定事業というものを特に取り出して、これに効率的なものをやらせるということで要求いたしましたので、ただ結果におきましては、先ほども申し上げましたように、日数は二十一日、三十万を二十一日に直しますと、大体二十八万くらいになるわけですが、さらにまあ、登録人員のその後の伸び悩みがございましたので、その分の五万、これで約三万程度の吸収人員の減になります。従いまして吸収人員が二十五万に減じたことが一つと、それから、今の資材費等の関係につきましても、前年通りというところになりました関係上、この一般、特失の両者を合せて二百八十四億というところに相なったのでございしますが、その当初におきましては、この倍額程度の要求でございます。

○片岡文重君 明確な数字はお示しにされないようですが、三百二十一億九千万、大体三百二十二億、これに特別会計の四億を加えてみたところで、これは要求額の半分にもおそく満たないんじゃないですか。

○国務大臣(石田博英君) いや、その四億というのは、これは職業補導費です。失対費に算入してあります。ですから、失対費の半分というものは、今、職業安定局長が御説明申し上げました通り、その作業効率の高いものをたくさん要求したわけですが、それは一般の公共事業費の方で相当多額に見てございませう。それから吸収される、それから財政投融資の増額もございませう。そこで、まあ私の方といたしましては、一般失対で二万五千ふやしたという結果になりました。ですから要求から見ればひどく減つたじゃないかというふうな御意見も出て参ります。今度、今度は逆に申し上げますと、大蔵省の第一回の査定案から見れば、相当取つたつもりでございます。

○片岡文重君 ものも見ようですか、むしろ大蔵省でゼロにせられれば、これは二百二十億の金をまるまるもつたことにもなりますから、それはそういう見方も成り立つてしようし、要求されるからには、幾らに削られるであろうということを考えたからといって、まるまる根拠のない金を要求されたはずはないでしょうし、一割や二割の削られ方ならともかくとして、しかも完全雇用を大きく呼号さす、三悪追放を大きく大上段に振りかぶつた岸内閣の労働省の予算の中で、しかもこの予算を見れば、あなたはどう弁解されても、これはまさに労働

省の予算ではなくして、口入屋の予算じゃないですか。失業対策しかやらないじゃないですか。こういう予算を平気で持つてこられて、しかも復活したんだ、こういつて大きくかまえるものというものは、まあおそく中心はそこではないでしょう、これは御推察するにたかくありません。苦勞されておられるでしようけれども、一体こういうことで今後の労働行政をやつていけるのかどうかということを私たちが心配するのです。特に駐留軍にしても、すでに今年度の米国会計年度によれば、どう見たつて六万ないし七万の離職者が出るわけでしょう。これに付帯する特需関係も加えれば、相当のものになるはずですよ。こういう場合に、労働省としては、なるべく数を少なく見込もうという傾向があるようだけれども、むしろこういう離職者等の対策に当つては、私はなるべく甘く見るといいますか、数を多く見込んで対策の万全を期せられることの方が、私は政策としてよいのではなからうかと思ふんです。もちろん予算をよけい取つたからいいというものではありません。国民の血税ですから、一円でも少くして最大の効果を上げるといことが政治の要諦であつて、そういうお心がけを持つておられるわけでしょうから、むだな経費を取つていとは申しませぬけれども、この駐留軍の離職者を考えて見ても、オートメーションによる離職者、あるいは金融引き締めの影響もまだ続いているはずですよ。政府自身がこれを認めておられるわけですよ。こういう状態の中における失業者の対策に当つて、これだけのことで果してやつていけるのかどうか、私は重ねて申し上げますが、きわめて不安にたえない。しかもその不安にたえない経費が、労働省としては最高の経費であり、最高の努力目標であるというに至つては、石田労働大臣が就任をされた当初に、労使の健全な慣行を樹立するために非常な努力をされるということ、私たちが大いに期待しましたが、その後における石田労働大臣のおやりになられた業績というものは、たとえば次官通達を初めとして、統一見解の発表であるとか、こ

か、私は重ねて申し上げますが、きわめて不安にたえない。しかもその不安にたえない経費が、労働省としては最高の経費であり、最高の努力目標であるというに至つては、石田労働大臣が就任をされた当初に、労使の健全な慣行を樹立するために非常な努力をされるということ、私たちが大いに期待しましたが、その後における石田労働大臣のおやりになられた業績というものは、たとえば次官通達を初めとして、統一見解の発表であるとか、こ

とごとに労働者を弾圧する、あるいは弾圧といつたらあなたに怒られるかもしれませぬが、少くとも抑圧し、労働省的な方向に指導していくやり方であつてこられた。だからそういう面について努力をされるその努力を一つもつと失業対策なり職業訓練に努力をして私はほしいと思ふのだが、この予算の面から、一体具体的にどういふ点が努力されておられるのか、もう一ぺん一つできたら御説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) これは上を見れば切りがございませぬが、また私もこれで十分予算を獲得したのだとあえて申しませぬけれども、まず第一に、失業対策事業の対象人員の問題であります。これはあくまで推定を基礎としたしておりますから、実情がそれに違つた場合においては先ほどから繰り返して申しました通り、他に適当な予算措置を講ずるわけでございます。予備費からとるなり、補正を組むなりという方法が考えられるわけでありませう。これは推定が基礎でありませう。そこでその推定額でも、今までの

も一番多くの数を見込んであるわけでありませう。それから職業訓練費は前年に比べまして三割くらいの増になつてはいるはずであります。前年十三億幾らに對して、本年は十八億くらいになつております。これはもうまあ一ぺんに——大体特に今年のような国際収支の改善のために緊縮した予算を組みます場合に、一項目について三割以上の獲得をしたということは、これはやはり労働省としては最大限を尽したものであると考えているわけでありませう。

それから金の絶対額については、いろいろございませぬけれども、それ相應に、私どもの方の役所としてやりたいと思つていふことが一通りやれるようにはやつていけるつもりでございます。それから私が昨年やつて参りましたことが弾圧であるか、抑圧であるかどうかは、別に、おっしゃつたからといって別にその腹も立てませぬ。腹も立てませぬし、私はやはり労働運動というものを、労働運動自身の健全化のために、まあ指圧療法ぐらいのことはやつたつもりであります。弾圧など考えたことはございませぬ。従つてそれに対する御批評は御批評として承つておきますが、まあ私は第三者である人たちが見ても、他省に比べて労働省は決して努力の結果が少なかったとは思つておりませぬ。

○片岡文重君 ここでちよつと資料を要求しておきますがね、一般会計、特別会計、それからその一般会計の中にも経費がいろいろ入りくつてゐるものもありませう。それから建設省所管のもの、大蔵省所管のものがある。で、これを一つ——このきより配られました

○国務大臣(石田博英君) それで結局今度は対象人員、訓練を受けてくる対象人員の伸びをちょっと御説明申し上げます。

○政府委員(松永正男君) 対象人員におきましては、一般職業訓練所におきましては前年度と変りはないとさせていただきます。ただし、種目転換をいたしましたので、一般職業訓練所の施設を充実いたすという方向に向っております。人数においては変りません。それから夜間職業訓練につきましても変りはないとさせていただきます。それから特別でございますが、新規に四千三百八十人の訓練を予定いたしました。それから身体障害者につきましては変りございません。

○片岡文重君 きょうういたただいただけの手算書ですから、私の見落しもあったかと思いますが、もし見落しがあったら、せつかくの御努力に相反する点があったとすれば大へん恐縮でございます。

○国務大臣(石田博英君) それでは、中央職業訓練指導所費、これは新規要求として五千円、ここに八ページに計上されておりますが、これが建設費としてあります。先ほどの御説明では何か指導員とか、統計とか等の作成に使われているようで、施設の、建設費は別個なんですか、これも含まれるわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 予算が通ってから作り始めるわけでございます。それから、実際のできるまでの間は、本年度は今の建設費だけ計上してございます。明年度におきましてこれが運用費が入ってくるわけでございます。目的はさつき申し上げました通り、主として指導員の養成でございます。

○片岡文重君 あとこまかな問題になってきますが、これは予算書の何ページですか、六百三十五ページを私は今見ているんですが、これに年少労働者の保護補正に必要な経費やら、婦人の地位向上に必要な経費、充春防止に必要な経費、婦人労働者の保護補正に必要な経費、こういうものが多少にかかわることごとく減額をされております。

○国務大臣(石田博英君) そんなことはない。今説明いたさせます。

○片岡文重君 これはこの欄では削除されたが、ほかに一括まとめられてあるのか、あるいは削られたままなのか、どっか集約したのか、その点一つお聞きしたい。

すから取り消したしますが、中央職業訓練指導所費、これは新規要求として五千円、ここに八ページに計上されておりますが、これが建設費としてあります。先ほどの御説明では何か指導員とか、統計とか等の作成に使われているようで、施設の、建設費は別個なんですか、これも含まれるわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 予算が通ってから作り始めるわけでございます。それから、実際のできるまでの間は、本年度は今の建設費だけ計上してございます。明年度におきましてこれが運用費が入ってくるわけでございます。目的はさつき申し上げました通り、主として指導員の養成でございます。

○片岡文重君 あとこまかな問題になってきますが、これは予算書の何ページですか、六百三十五ページを私は今見ているんですが、これに年少労働者の保護補正に必要な経費やら、婦人の地位向上に必要な経費、充春防止に必要な経費、婦人労働者の保護補正に必要な経費、こういうものが多少にかかわることごとく減額をされております。

○国務大臣(石田博英君) そんなことはない。今説明いたさせます。

○片岡文重君 これはこの欄では削除されたが、ほかに一括まとめられてあるのか、あるいは削られたままなのか、どっか集約したのか、その点一つお聞きしたい。

○国務大臣(石田博英君) 具体的な数字は会計課長からお答えいたしますが、実際の施設といたしましては、たとえば今まで各府県の婦人少年室には定員が大きいところで四名、四名はき

わめて限られております。少いところで二名でございますが、全部一名ずつ増員いたすことにはいたしました。それから事業費も、婦人少年関係は土台が比較的低いものでありますからなかなか一ぺんに伸ばすことは不可能でございますが、それに必要な事務費も相当増額をいたしましたし、予算折衝過程におきましては努力をしたつもりであります。詳細をそれをごらんになると、実際の違いは今説明いたすことにいたします。

○政府委員(松永正男君) 各小さな項目につきまして多少の増減がございます。たとえば婦人の地位向上に必要な経費というのが前年より減額になっておりますが、これは三十二年度におきましては労働省設置十周年記念でございまして、その記念行事といたしまして、たとえば婦人運動史を編さんしたいというふうなことでその予算が一年限り経費として載っておったわけでございます。そういうものが落ちたわけでございます。全体として申し上げますと、婦人少年関係では事務費といたしまして八百九十九万八千円の増になっていて、比率として三十一%の増でございます。

それから婦人少年者の福祉施設の関係におきましては、九百五十六万三千円の増でございます。比率において八十一%の増ということになっております。平均いたしまして総合計で前年に比べて四七%増、こういうことになっております。

○片岡文重君 先ほど御要求しました項目別の経費の総括表が参りました。ならば今の御説明の事項は全部含まれておると思えますから、その際さらにお

尋ねたいけれども、今の婦人労働者の保護補正に必要な経費というよりなものは、この政府から出された予算書に關する限りは減額を明らかにしておる。今の婦人運動史の経費はどのくらいかかっておったか知りませんが、それども、少くともこれらの経費が、それらの一行事の経費を差し引いたためにマイナスになるといふようなことで、婦人及び年少労働者保護に十分努力を払われておるとは大臣言えないじゃないですか。

○国務大臣(石田博英君) それはここだけをごらんになるとそういうことになりません。約六十万円の減になります。しかし、ほかのところに施設費や何かを入れておられますので、それから、たとえば職業訓練なんかにはいたして、男ばかり訓練するわけではございませんので、相当なパーセントは婦人、特に少年に向けております。しかし婦人少年関係だけ見まして全体をごらんいただきますと、四七%の増で、四七%も増するということはそれでも足らぬとおっしゃればそれまででございますが、実はこんなことは申し上げたくないので、各県の婦人少年室長からほとんど私のところに礼状が参つておる状態でありまして、一つこの辺のところで御満足をいただきましたと思ひます。

○片岡文重君 礼状は参るでしょう。それは大臣も御承知でしょうけれども、婦人少年室なんというものは、あれは一つの事務所としては考えられませんが、行つてごらんください。ああいうところ、しかもあなた達の力になって、黙々として働いており、ろくろく手当ももらえない、相談者がくれば自

分のポケット・マネーをはたいて喫茶店なんかで連れていかなければ相談する場所もないというふうな状態に置かれておる。そこへたとえ一人でもくればとなれば、また晴天の慈雨にひとしいものがあるから礼状がくるわけでしょう、しかし、礼状がくるからといってそれで十分だとは私は申し上げません。大臣もそう十分でないとおっしゃっておられますからなんです。先ほど申し上げた通り、いかほど要求したかという数字を大臣は出しておられない。その要求した数字というものは必要があつて積算をされた、その積算に基いて要求されたのですから、それから幾ら削られたか問題だと思ひます。前年度に対して幾らになったかということとは功績でないと思ひます。いかにそれを押えたかということが問題です。特に大臣が新しい構想をもつて始められた政策ですから、これが復活していかないければ、今までのありきたりのものを若干ふやしたからといって必ずしもその大言されることはないと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) この辺のところを精一ぱいなどでありまして、各省と比較していただければ、それは要求したものと比較されれば何とも御議論は立ちます。しかし各省と比較され、それから予算総額をお考えいだだきまして、私は四つ、五つ重点を置いたものは、大体不満足ながらそれぞれやれるというところで、もちろんその婦人少年室の現状は私も約十カ所くらい見て歩きました。それに基いて今回は特に強く要求いたしました次第であります。

○片岡文重君 先ほど御要求しました項目別の経費の総括表が参りました。ならば今の御説明の事項は全部含まれておると思えますから、その際さらにお

ら見るとすればですね、これに対する手当というものが、労働行政の面に生まれてきているかどうかということが第一に問題になると思うのです。で、私はこれを、先ほどは何でしたから申し上げませんでしたが、この答申の中には——今まで失業対策審議会の答申にも非常に多角的なものを含んでおった。今度のこの答申にも非常に多角的な、非常にこまかい面まで含んでおる。ところがこれからいくと、今度の予算を出されておる面を見ますと、これは出てくる答申というものが労働行政の面では非常に私に軽く見ておられるんじゃないかという気がするんです。その点はどういう場合にまず雇用審議会というものを扱いになるのか、これを一つ先に聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 雇用審議会の答申につきましては、でき得る限りそれを尊重して措置したつもりでございますが、なお具体的に答申に対して私どもの方の、特に私の方の所管のことについての措置あるいは見解等は、後ほど取りまとめまして御報告したいと思ひます。

○藤田藤太郎君 それで私は、取りまとめという、きょうの発言になつておるわけですけれども、私はもつと何でしたら早く、予算提出するときに、また予算を立てるときに言つた方がよかつたかわかりませんが、しかしこれは九月二十五日、それからおくれられてあれこれを見ますと、その予算を作つてしまつてから、予算は一つも動きませんという状態の中でこれをどう扱つたという言い方ではわれわれはちよつと困るわけです。

○国務大臣(石田博英君) 正式に私の方へきましたのは十一月の二十五日です、有沢会長の方から報告をちょうだいしましたのは。

○藤田藤太郎君 十一月二十五日ですか。

○国務大臣(石田博英君) それでその答申書は予算要求の際にも十分参酌したつもりでございますが、なお個々についてはいずれお答えをいたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 ではこの答申についてのいろいろの問題については项目的にわれわれに示していただきたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) そつたし、その点をどういう場合にまず雇用審議会というものを扱いになるのか、これを一つ先に聞いておきたい。

○藤田藤太郎君 そつたし、その点をどういう場合にまず雇用審議会というものを扱いになるのか、これを一つ先に聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) これは労働行政に限りません。結局雇用の安定拡大ということが政治の基本でございます。して、その基本策について御協議を願つておるわけでございますから、最大限に尊重していく考えであることは申すまでもありません。特に失業対策審議会を雇用審議会に改めましたのは、私、官房長官在職中のことでございすので、とりわけ重視して参るつもりでございます。

○理事(山下義信君) 本日はこの程度にいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

○理事(山下義信君) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。午後三時四十九分散会

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 結核回復者後保護施設(結核回復者を収容し、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行つた施設をいう。)を經營する事業

第二条第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 隣保事業(隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行つたものをいう。)

第二条第四項第二号及び第五号中「第六号」を「第七号」に改める。

第八条第三項中「一年」を「二年」に改める。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の市以外の市のうち政令で指定する人口おおむね二十万以上の市にあつては、その区域につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができ

る。

第二十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下第七号までを順次一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加え、第八号中「資産の管理及び」を削る。

七 資産に関する事項

第三十一条中「第三号」を「第二号」に改める。

第四十三条中「制限及び」を削る。

第五十四条第一項中「厚生大臣」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

ただし、第一項の市以外の市のうち政令で指定する人口おおむね二十万以上の市にあつては、その区域につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができ

る。

第二十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下第七号までを順次一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加え、第八号中「資産の管理及び」を削る。

七 資産に関する事項

第三十一条中「第三号」を「第二号」に改める。

第四十三条中「制限及び」を削る。

第五十四条第一項中「厚生大臣」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(結核回復者後保護施設に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に結核回復者後保護施設を經營している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内、当該施設の所在地の都道府県知事に第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をしたときは、第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に結核回復者後保護施設を經營している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

(隣保事業に関する経過規定)

6 この法律の施行の際現に隣保事業を經營している者で、国及び都道府県以外のものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、事業經營地の都道府県知事に第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

7 前項の規定による届出をしたときは、第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(印紙税法の一部改正)

8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノハノ二 社会福祉事業法第二十条第二項第六号ニ規定スル生計困難者ニ対シテ無利子又ハ低利ヲ以テ資金ヲ融通スル事業ニ依ル貸付金ニ関スル証書

二〇

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本労働協会法案

日本労働協会法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条—第二十一条)
- 第三章 評議員会(第二十二条—第二十四条)
- 第四章 業務(第二十五条)
- 第五章 財務及び会計(第二十六条—第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条—第三十八条)
- 第七章 罰則(第三十九条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本労働協会は、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする。

(法人格)

第二条 日本労働協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、主たる事務所を東京に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(基金)

第四条 協会の基金は、十五億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律

(昭和三十三年法律第 号)第十五条の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによらなければならない。

(定款)

第五条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基金及び資産に関する事項

五 役員及び理事会に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第六条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 協会でない者は、日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法

行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第六十七条第二項(主務官庁の検査権)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

(役員)

第九条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(理事会の設置及び任務)

第十条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長及び理事をもつて組織する。

3 理事会は、業務運営の基本方針、この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない事項その他定款で定める重要事項を審議し、決定する。

(理事会の会費)

第十一条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、会長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した会長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務及び権限)

第十二条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命)

第十三条 会長及び監事は労働大臣が、理事は会長が労働大臣の認可を受けて、それぞれ、労働問題に関し、公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命する。

2 会長及び理事の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(役員の任期)

第十四条 会長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

三 政党の役員

(役員の解任)

第十六条 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき、又はその行為によつて第十三条第二項の規定に抵触するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 会長は、理事会の決議により、理事又は協会の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により、公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第二十二條 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事会の諮問に応じて、協会の業務に關する重要事項を審議する。

(評議員)

第二十三條 評議員は、協会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 労働大臣は、評議員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は評議員たるに適しない非行があると認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十四條 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。議長は、会務を総理する。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十五條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働問題に關する研究及び資料の整備を行うこと。

二 労働問題に關し出版及び放送を行うこと。

三 労働問題に關する講座を開講すること。

四 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に對して援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 財務及び會計

第二十六條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十七條 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八條 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完成しなければならない。

(財務諸表)

第二十九條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するとき、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十條 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第三十一條 協会は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二條 協会は、業務上の余裕金については、銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十三條 協会は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第三十四條 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び會計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

第三十五條 協会は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要があると認めるときは、協会に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない。

(報告)

第三十六條 労働大臣は、必要があると認めるときは、協会に對して業務又は財産の状況に關し報告をさせることができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十七條 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十七條又は第三十一條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十四條の規定により労働省令を定めようとするとき。

(解散)

第三十八條 協会の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十九條 第八条において準用する民法第六十七條第二項の規定に違反して検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三十六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

附則

第四十一條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 労働大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込の請求をしなければならない。

4 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第五条 第七條の規定は、この法律の施行の際現に日本労働協会に類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に労働大臣の許可を受けたものには適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第七條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 協会の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第七條 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七條中「事業年度開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)
第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第七号中「労働福祉事業団」の下に、「日本労働協会を、労働福祉事業団法」の下に、「日本労働協会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ三 日本労働協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本放送協会」の下に、「日本労働協会」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第三号中「日本放送協会」の下に、「日本労働協会」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本放送協会」の下に、「日本労働協会」を加える。

(労働省設置法の一部改正)
第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 日本労働協会法(昭和三十三年法律第 号)に基いて、日本労働協会に對し、認可、承認その他監督を行ふこと。

第七條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「前二項を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により知識、技能を習得している児童が二十歳に達した後でも継続して行ふことができる。

第四條中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同条第八号中「児童」を削る。

第七條に次のただし書を加える。
ただし、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かないで、貸付金を貸し付ける旨を決定することができる。

第九條第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第十條の二第一項を次のように改める。

都道府県は、次に掲げる場合には、第五條第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 修業資金に係る償還金の支払期日において、当該修業資金の貸付により就学した者が高等学校若しくは大学に就学し、又は実地修練を受けているとき。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律による改正後の第九條第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行後に徴収する違約金等について適用する。ただし、当該違約金等の全部又は一部がこの法律の施行前の期間に對するものについては、なお従前の例による。

二月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(第六〇六号)(第六一〇号)(第六四六号)

一、勤労学徒等犠牲者援護に関する請願(第六二二号)(第六四七号)

一、国民健康保険の全町村実施に関する請願(第六二五号)

一、保育事業予算増額に関する請願(第六四八号)

一、大分県耶馬、日田、英彦山国定公園の国立公園昇格に関する請願(第六五三号)

一、日雇労働者健康保険法の一部改正に關する請願(第六六九号)
一、衛生検査技師法制定に關する請願(第六七〇号)

第六六六号 昭和三十三年二月一日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願
請願者 北海道釧路市錦町五ノ一 望月等

紹介議員 吉米地英俊君
昭和三十年法律第一六一号によると、既存療術師のほとんどは、この法律から除外されることになっているが、この療術師の除外を救うみちは、同法の成立に際しなされた「第十九条第一項の規定による届出をしたる既存業者であつて、本法に認められない者については、猶予期間中に、十分な指導を行ひ、国民保健上弊害のない者については、その業務の継続ができるよう、適切な措置をすみやかに講ずること」の附帯決議の実現にあるから、すみやかに同決議の実現を図り、既存療術師の業務が継続できるように本法を改正せられたいとの請願。

第六一〇号 昭和三十三年二月三日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願
請願者 東京都千代田区内幸町一ノ二第二大蔵ビル内 黒田保次郎

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六四六号 昭和三十三年二月四日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に關する請願
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、一〇九 市川貞助

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六二二号 昭和三十三年二月三日受理
動員学徒等犠牲者援護に關する請願
請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ三四日本私立 中学高等学校連合会 内 小野光洋外三名

紹介議員 森中 守義君
終戦後年月を重ねるとともに、戦争による諸般の施設は着々と回復し、戦争犠牲者等に対する援護については年とともに改善されたにもかかわらず、学徒動員令または国民勤労報国協力令等によつて動員された学徒の犠牲者については、戦時災害死没者に対しての弔慰金が支給されただけで、その他傷害者、死亡者に対する援護措置が全く講ぜられていないことはまことに遺憾であるから、動員学徒及び教職員とその遺族に対し、(一)障害年金及び障害一時金の支給、(二)厚生医療の給付、(三)補装具の支給、(四)国立療養所への収容、(五)弔慰金の増額支給、(六)遺族年金の支給等についてすみやかに措置せられたいとの請願。

第六四七号 昭和三十三年二月四日受理
動員学徒等犠牲者援護に關する請願
請願者 東京都文京区関口町一 九二動員学徒犠牲者後援会内 近藤寿治外三名

紹介議員 松澤 靖介君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六二五号 昭和三十三年二月三日受理
国民健康保険の全町村実施に關する請願
請願者 東京都港区芝西久保巴町全同町村会内 山本 力蔵

紹介議員 森中 守義君
国民健康保険の全町村実施の前提条件として、(一)医療給付の内容を引き上げるとともに、給付率を七割程度とする、(二)当面診療報酬一点単価の引き上げは絶対に行わないこと、(三)国庫補助金をそれぞれ増額すること、(四)保険税について適正な基準を設け、これを越えるものは国庫負担による調整交付金を交付すること、(五)結核に対する医療費の公費負担は全額国庫負担とすること、(六)診療報酬支払等事業資金に対し融資の方途を講ずること、(七)再建整備資金の長期貸付及び利子補給により赤字国民健康保険の解消をはかること、(八)公私医療機関配置の適正化をはかり、国民健康保険の医療機関を健康保険の医療機関に統一して無医地区を解消すること等の早期実現を期せられたいとの請願。

第六四八号 昭和三十三年二月四日受理
保育事業予算増額に關する請願(十九通)
請願者 山形県東村山郡中山町 長 服部久

紹介議員 松澤 靖介君
戦後国期的な立法となつた児童一般の福祉をまもるため制定された児童福祉法もあまりにも小額予算のために

限定された大部分の児童を保護するに過ぎない児童保護法となつており、児童福祉法の精神は空文化しよとしてゐるから、児童福祉法に基く保育事業に対して、(一)援護率を引き上げ国民生活の実態にそぐわない徴収基準を引き下げる、(二)職員の手当を上げる、(三)三斤費、修繕並びに給食費を増額する等三十三年度の予算措置を講ぜられたいとの請願。

第六五三三号 昭和三十三年二月五日受理
大分県耶馬、日田、英彦山国定公園の国立公園昇格に關する請願
請願者 大分県日田市長 岩尾 精一

紹介議員 吉田 法晴君
大分県耶馬、日田、英彦山国定公園は、昭和二十五年に国定公園としての指定を受けたが、同国定公園は、西日本ことに山口、福岡、佐賀、熊本、大分各県の各都市に近接し、山岳高原、けいこく、河川、温泉などの各種の景観要素に恵まれ、国民の保健、休養、教化及び観光に極めてすぐれた条件を具備しているとともにこの区域の大部分が溶岩台地であり、世界的にもまれな風景地である等極めて価値のある風景景観を備えているばかりか、同国定公園は阿蘇、瀬戸内海両国立公園と相接しており、これが利用系統も別個のものでなく、公園施設並びに事業計画も統一されて、公園の内容を充実することができるとあるから、大分県耶馬、日田、英彦山国定公園を国立公園として指定せられたいとの請願。

第六六九号 昭和三十三年二月六日受理
日雇労働者健康保険法の一部改正に關する請願(六通)

請願者 山形県寒河江市六供町 一土建組合内 富樫貞 助外五名

紹介議員 松澤 靖介君
厚生省においては、日雇労働者の健康保険料の大幅な改正を企図されているが、もしこれが大幅な値上げとなると、雪積地帯に住む、山形県の日雇労働者の生活は、一層暗黒のるつぽに突き落される結果となるから、(一)保険料の値上げを行わず、赤字額は政府の責任において解決すること、(二)手帳で医者にかかれ、傷病手当金が支給されるようにすること、等日雇労働者の生活と健康を守る内容の改善に努力せられたいとの請願。

第六七〇号 昭和三十三年二月六日受理
衛生検査技師法制定に關する請願
請願者 東京都足立区長門町二五五 今井誠

紹介議員 安井 謙君
疾病の診療、治療、予防等各分野に適切な効果を期するための重要な資料を提供する試験検査技術者の身分法たる衛生検査技師法案は、第二十七回国会において継続審議となつたが、同法の制定によつて、衛生検査技術者は、検査技師の国家試験の実施により学識技術の標準化と考へ合せ、ますます公衆衛生に寄与することができるよう、すみやかに同法の制定を期せられたいとの請願。

第三号中正誤
へう段 行 誤 正
九二 終り六 協議会 審議会
二五七 八 引き上げ 引き下げ